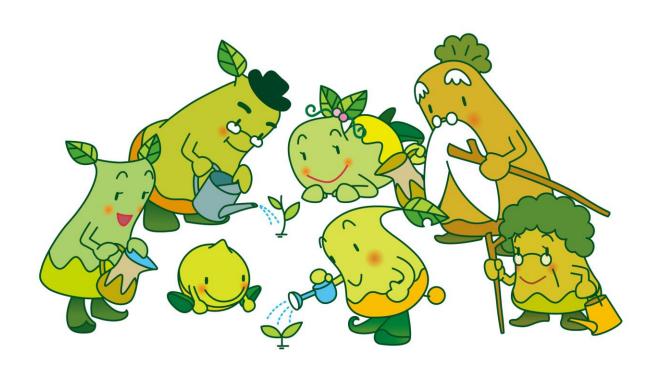
第3次真庭市地域福祉計画

和(輪)を大切に 共に支え合う まちづくり



令和6年(2024年)3月 岡山県 真庭市

はじめに

真庭市では、令和2年度(2020年度)に本市の最上位計画である「第2次真庭市総合計画」を改訂しており、「多彩な真庭の豊かな生活~真庭ライフスタイル」を実現するため、「ひと」、「まち」、「市役所」の視点から各主体の役割などを定めています。

この度策定する「第3次真庭市地域福祉計画」は、本市の地域福祉の基本となる計画であり、第2次真庭市地域福祉計画で掲げた基本理念と基本目標を継承し、SDGsの理念にも通じる誰一人取り残さない社会の実現に向けて、「分野にとらわれない、共に生きる社会」を計画的に推進するための最上位方針である「真庭市共生社会推進基本方針」に掲げる観点も盛り込んで、すべての人が相互に尊重し、「幸せに生きること」を応援しあう地域を実現するために取り組むべき推進方策等を定めました。

地域福祉の推進にあたっては、地域で暮らす誰もがお互いの人格や個性を尊重し、 認め合いながら全員で地域活動に参加していく人と地域が形成されることが大切で す。

また、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉や食育・健康づくりなどの保健福祉分野と、産業や農林水産業、防犯・防災、子育て支援、社会教育など、市民の生活を取り巻く様々な分野が横断的に連携して、地域の中で「互助」「共助」の仕組みが構築されていくことが重要です。

そのため、市民、関係団体や関係機関、行政等が「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの助けの視点に基づいて、それぞれの役割の中でお互いを補完しあいながら協働で課題解決に向けて取り組める仕組みを構築し、市民の誰もが多彩なライフスタイルを選択できるまちづくりを目指します。

結びに、計画策定にあたりまして、ご尽力いただきました真庭市地域福祉計画等策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査及び街頭調査、各種団体ヒアリングにご協力いただきました皆さま、パブリックコメントにより貴重なご意見をいただきました皆さまに心より感謝とお礼を申し上げます。

令和6年(2024年)3月



真庭市長 太田 昇

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけと計画期間	9
第3節 策定体制	13
第2章 真庭市を取り巻く現状と課題	15
第1節 「人」づくりに関する現状と課題	15
第2節 「地域」づくりに関する現状と課題	17
第3節 「基盤」づくりに関する現状と課題	19
第3章 計画の基本理念・基本目標	22
第1節 基本理念	22
第2節 基本目標	22
第3節 施策の体系	24
第4章 進めるべき方策	25
基本目標1 誰もが地域を担う主役となる 「人」づくり	25
基本目標2 支え合いとつながりのある 「地域」づくり	32
基本目標3 地域の多彩な暮らしを支える 「基盤」づくり	43
第5章 地域福祉計画の推進体制	57
第1節 計画の推進体制	57
第2節 CAPDサイクルによる点検・評価	57
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	58
第1節 計画策定の趣旨	58
第2節 成年後見制度とは	60
第3節 成年後見制度の利用に関する現状	62
第4節 成年後見制度に関する真庭市の取組	63
第5節 計画の推進体制	66
資料編	67
統計データからわかる真庭市の現状	67
国の制度・動向	77
真庭市地域福祉計画等策定委員会設置規程	82
真庭市地域福祉計画等策定委員会委員名簿	85
用語解説	86

用語解説について

計画書本文内で、右上に※印のついている 用語については、P86の「用語解説」で説明 しています。

例:共生社会**



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

(1)計画策定の背景

本市では、平成30年(2018年)3月に「第2次真庭市地域福祉計画」(以下「前計画」という。)を策定し、「和(輪)を大切に 共に支え合う まちづくり」を基本理念に、「誰もが地域を担う主役となる「人」づくり」「支え合いとつながりのある「地域」づくり」「地域の多彩な暮らしを支える「基盤」づくり」の3つの基本目標を掲げ、共に支え合う市民満足度の高いまちづくりを目指し施策を推進してきました。

しかし、近年の少子高齢化の進展、人口減少、核家族*化、ライフスタイル(生活様式)の 多様化により、地域社会から連帯や相互扶助などの意識が希薄化しており、社会的孤立へと 陥りやすい構造が課題となっています。

また、前計画から6年が経過し、一人暮らし高齢者や令和6年(2024年)1月に施行された認知症基本法の背景にもあるように認知症*高齢者の増加、障がいのある人や生活困窮者等*への支援、ひきこもりや子どもの貧困の問題といったこれまでの課題に加えて、8050問題*やダブルケア*、ヤングケアラー*など複数の分野にまたがる複合的な課題の顕在化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、国では、平成30年(2018年)4月施行の改正社会福祉法において、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、相互の支え合いの中で安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指す理念を示しました。その後、令和3年(2021年)4月の改正社会福祉法の施行により、住民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するための「相談支援」「地域づくり」「地域参加」を一体的に推進する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。今後は、課題を抱える個人や世帯への包括的な支援体制の構築とともに地域のつながりづくりを進めることで、誰もが自分らしく地域の中で支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現を目指すことが重要です。

この度、前計画の計画期間が終了することから、こうした法制度や社会潮流の変化を踏まえるとともに前計画での取組や実績の評価・検証により計画の見直しを行い、地域共生社会の実現に向けた「第3次真庭市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(2) 地域福祉の考え方

① 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、地域で暮らすすべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう、地域住民や団体、行政等が協力し合い、共に生き支え合う地域社会を指します。

「地域福祉計画」は、地域が抱える生活課題の集約や課題解決に向けた地域住民や団体の主体的な活動の活性化と活動への支援、縦割りとならない総合的な公的福祉サービスの提供に向けた仕組みづくりの検討など、地域福祉の推進に向けた方向性や取組を定めたものとなります。

地域福祉及び地域福祉計画の推進にあたっては、市民と団体・行政との協働*による施 策の展開が不可欠であり、市民参画を得ながら取り組んでいくことが重要です。

② 4つの助け(自助・互助・共助・公助)の視点

地域福祉計画では、市民、関係団体、行政等が福祉の4つの助け(自助・互助・共助・ 公助)の視点に基づき、それぞれの役割の中でお互いを補完し合いながら協働で課題解決 に向けて取り組める仕組みの構築を目指します。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

自助	個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分でする)
互助	地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに助け合う)
共助	NPO [※] 、ボランティア [※] ・住民活動、社会福祉法人などによる支え (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加して地域で助け合う)
公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

困りごとの共有・相互扶助、公助へのつなぎ 互助・共助 自助 地域住民と行政の 地域住民の主体的な できる範囲 できる範囲 相互協力(協働)の領域 活動で対応できるもの 人・地域の での解決 での解決 困りごと 地域活動の紹介 地域活動への 行政サービスの 支援 福祉サービス等の 利用支援 行政施策 公助 困りごとの共有 困りごとの共有 行政施策として 協働の仕組みづくり 行うべきもの

③ 地域福祉のエリアの考え方

地域福祉活動は地域の様々なエリア(範囲)で行われます。また、それぞれのエリアの 地域では、その広さや大きさに応じた機能や役割があります。実際の活動状況や地理的な 条件によって相違はありますが、概ね次のイメージ図のように整理することができます。

福祉における地域づくりの体制については、ある一定の規模と人数、文化的な繋がりや活動実態、そして、我が事として課題を共有できることが重要であります。共に支え合う地域づくりの中心となるのが、小学校区単位を中心としたエリアになるものと考えられます。

【地域福祉の様々なエリアとその地域の役割等のイメージ】

エリアの区分

エリアに応じた地域の役割等



エリアの 区分	役割・機能
隣近所	地域の見守り、買い物代行、通院の際の運転、 外出の付き添い、子守り、話し相手、相談相手、 ごみ出しなど
自治会(町内会)	登下校時の見守り、健康づくり、結びつきのきっかけづくり、サロン活動などの居場所づくりなど
小学校区 (地域福祉 の中心とな る地域)	日常生活圏域、自主防災訓練、避難行動要支援 者*避難支援の取組、講演会の開催、生涯学習、 福祉学習の開催、地域づくり委員会*、相談窓 口など
中学校区	地域ケア会議*・生活支援コーディネーター* など
市全域	地域包括支援センターなど

※地域性によって相違があるため、必ずしも役割等を限定するものではなく、イメージです。

④ 地域福祉の推進を担う各主体の役割

本計画では、地域を構成する各主体の役割を次のように想定しています。こうした役割について、各主体との共通認識を図り、全市一体となった地域福祉の推進を目指します。

一人ひとりの役割

住民一人ひとりが地域福祉に対する関心を持ち、地域の一員として、日ごろからのあい さつや声かけ、見守りなどに努め、地域の困りごとの共有や助け合い、支え合いを実践し ていくことが大切です。

また、地域福祉や地域の活性化を担うリーダー人材として、地域活動の企画や運営、連携にも参加していくことが大切です。

住民主体・組織の役割

地域では、自治会(町内会)や地域づくり委員会、地域自主組織、自主防災組織など様々な地縁団体が活動しており、生活環境の整備や福祉の向上などにおいて重要な役割を果たしています。

それぞれの地域活動を通じて、地域の様々な生活課題を共有し、地域の中で解決していくための方策を話し合い、生活課題の解決に向けた取組を進めることが大切です。

また、少子高齢化と空き家の増加が加速的に進む中、空き家活用という政策課題が重要となっています。一方で地域をベースに展開する空き家の活用は広がりつつあります。空き家を活用した居場所カフェの設置など各団体と地域の連携により課題解決に向けた取組が進められることが必要です。

NPO(特定非営利活動)法人・ボランティア等の役割

NPO法人・ボランティアは、交流・遊び・話し相手や趣味・レクリエーション活動(余暇活動)、介護・手話通訳活動など様々な活動を行っており、保健・医療・福祉の事業やまちづくりの活動等、課題に対する支援を行っているものもあります。

これらの各団体が行う地域福祉活動の充実を図るとともに、地縁団体や社会福祉協議会、行政等と連携し、効果的な活動の展開を行っていくことが求められています。

当事者組織・団体の役割

地域の関係者が集まる真庭地域自立支援協議会は、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

また、真庭市手をつなぐ親の会などの当事者組織は、福祉課題を持つ本人、またはその 家族で構成される組織です。当事者組織は、当事者としての体験を基に福祉課題を提起し 地域福祉施策等への提言を行うことができる存在です。そして、当事者主体による各種の 福祉活動の実践など、地域の社会資源として当事者だからこそできるサービス提供の役割 を担う存在でもあります。当事者組織だからこそできる地域福祉推進の主体としての活動 を充実させていく役割が求められています。

社会福祉事業者(社会福祉法人等)の役割

社会福祉事業者とは、社会福祉法第2条を根拠とする社会福祉事業を行う者であり、社会福祉法人とは、同法第22条に定義される社会福祉事業の実施を目的とした法人を指します。

社会福祉事業者として、利用者が自立した生活を営めるよう、総合的なサービスを提供することが求められます。また、社会福祉法人に、「地域における公益的な取組」が責務に位置づけられていることから、制度化された事業だけでなく、その専門性と地域における信頼感、存在感を生かした公益的な活動を通して、制度のすきまにいる人を支援する役割も期待されています。

保健・医療機関の役割

今後、高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要が増大していく中で、患者それぞれの 状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の構築が求められています。 保健・医療機関は、地域の医師やその他の保健・医療従事者が中心となって、病気やけがの 治療やケアのほかにも、市民の疾病予防や健康維持、高齢者や障がいへの支援活動の役割 も担っています。

また、成育過程にある者、および保護者、妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目な く提供するための役割も期待されています。

民間企業の役割

福祉の領域だけでなく、商業やサービス業、工業、農林水産業、防災・防犯、環境、地域 おこし、交通、都市計画など、地域経済・社会全体で地域そのものを元気にする地方創生* の取組を行っていくことが、誰もが安心して生活できる基盤につながるものと期待されます。

そのため、各分野の企業や商工会をはじめとする関係機関・農業経営法人等は、地域活動を行う団体や福祉分野をはじめとする関係機関との連携・情報共有を図りながら、新たな地域資源の掘り起こしや新規事業の創出など、地域の活性化に取り組んでいくことが大切です。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉を目的とした事業の企画・実施や、住民が社会福祉に関する活動へ参加するための支援など様々な事業を行っています。また、市内の各地域には、地区社会福祉協議会(「以下「地区社協」という。)を設置しており、地域に密着した住民主体の活動を行っています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」では、地域住民、社会福祉に関する活動を行う人や団体等、また、社会福祉事業者などとの連携のもと、地域福祉の推進に向けた民間レベルの活動や事業が定められています。行政が策定する「地域福祉計画」の実行計画にあたるため、計画の目指す方向性等について相互連携を図っていくことが必要です。

今後も地域福祉を推進する中核的な機関として、組織の機能強化を図り、地域における 多様な課題の把握と解決に向けた事業展開を図るとともに、住民や地縁団体、ボランティ ア・NPO、社会福祉事業者、行政とのコーディネート役としての機能が期待されます。

子育て支援施設の役割

認定こども園を中心とした地域の子育て支援施設は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せもち、地域の就学前の保護者と子どもに対して、総合的な子育て支援の拠点となることが期待されています。年齢という縦の連続性のみならず、他機関他職種との横の連携を持って、切れ目のない支援をしていくことが求められます。

教育機関の役割

学校は地域の活性化にとって重要な役割を果たします。地域学校協働本部*設置やコミュニティ・スクール*(学校運営協議会)設立の動きが前進し、学校と地域がつながることで、地域の教育力を高めてきました。さらに家庭教育支援員の活動などを通して家庭の教育力を高める取組を行ってきました。学校給食を郷育の場と捉え、積極的な地場産品の提供を行っていきました。

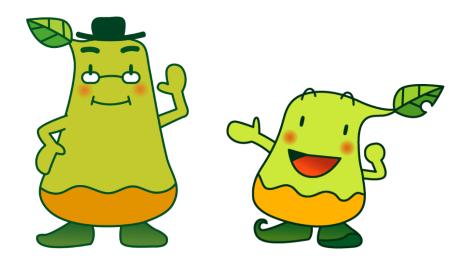
今後も子どもと地域をつなげ、子どもの学びの質を高めるため、地域とさらなる協働推進や、地域の食材生産者と学校給食調理場が連携する仕組みを構築することが求められます。

行政の役割

行政は、住民や地縁団体、企業等の自主的な活動を促し、地域福祉と地域の活性化を進めるとともに、市民福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。

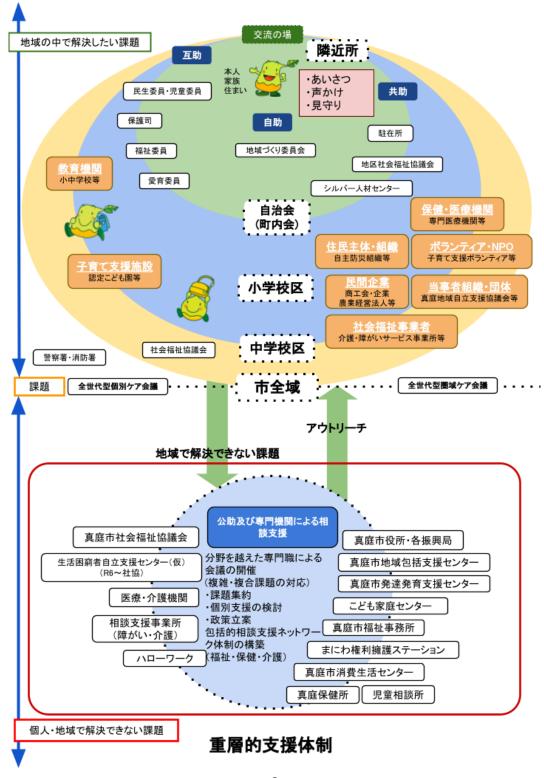
そのため、市民の生活実態や地域福祉を推進する団体、関係機関の活動実態を把握し、 地域の生活課題の変化に対応するため、それぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、効果的な地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、地域共生社会の実現にあたっては、福祉分野だけでなく、庁内関係部署が横断的な連携を図りながら分野を超えて、あらゆる課題に対応する重層的支援体制の整備により、それぞれの生活課題に応じた支援ができるように取り組むほか、関係機関や団体、関係人口*等との連携による生活課題の情報共有、新たな地域資源の発掘・活用など、安心の福祉と元気な地域の視点を持って環境づくりを行います。



(3) 真庭市が目指す地域共生社会

第2次真庭市総合計画では「多彩な真庭の豊かな生活〜真庭ライフスタイル」を将来像に掲げており、「ひと」、「まち」、「市役所」の視点から各主体の役割などが定められています。本計画においては、誰もが自分らしく地域の中で支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現に向けて、「ひと」「まち(地域)」「市役所」が「自助」「互助」「共助」「公助」の視点に基づいたそれぞれの役割を持って取組を進めることとします。



第2節 計画の位置づけと計画期間

(1)法的な位置づけ

真庭市地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のために策定した、同法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

【改正「社会福祉法」(抜粋)】

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者 (以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が 地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の 活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、 地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるもの とする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価 を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更 するものとする。

また、本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、「真庭市再犯防止推進計画」を包含しています。

【「再犯の防止等の推進に関する法律」(抜粋)】

(基本理念)

- 第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、 少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容され ている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受け られるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に 係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係 行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策 の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村に おける再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画 (次項において「地方再犯防止推進 計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第2次真庭市総合計画」の健康福祉分野に係る施策として掲げられている「ライフスタイルを実現する可能性の進化」の取組との整合を図りながら策定しています。SDGs*の理念にも通じる誰一人取り残さない社会の実現に向けて、「分野にとらわれない、共に生きる社会」である共生社会を計画的に推進するための最上位方針である「真庭市共生社会推進基本方針」に掲げる観点を盛り込み、すべての人が相互に尊重し、「幸せに生きること」を応援し合う地域を実現するために取り組むべき推進方策等を定めます。

また、本計画は児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉等の福祉関連計画の上位計画として 位置づけられ、各計画との整合を図りながら横断的につなぐものとし、関係各課・団体・機 関等との連携・協働のもと総合的に推進するものとします。

さらに、真庭市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りながら計画を 推進していきます。

第2次真庭市総合計画(改訂版) 真庭市共生社会推進基本方針 ※共生社会についての基本的認識・定義づけをし、今できていないことを底上げするための方向性を示すもの 「ライフスタイルを実現する可能性の進化(健康福祉分野)」の実現を目指すための個別計画 その 地域防災計画 真庭市避難行動要支援者避難支援プラン・ 計画) 第4次真治 第2次まにわ食育・健康づくり 第9期真庭市高齢者保 介護保険事業計画 第3次真 〈庭市子ども・子育て支援事業計画 他の分野の個別計画(防災 福祉計画(第3期障がい児福(庭市障がい者計画・第7期真 市地域福祉計画 (第3期障がい児福祉い者計画・第7期真庭 体健福祉 · 都市· 教育など) 計 画 連携・ 協働 連携·協働

第4次地域福祉活動計画 (真庭市社会福祉協議会)

(3)計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間です。ただし、社会情勢の急激な変化に対応するため必要に応じて見直すものとします。

本計画と 主な関連計画	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029年度)
第2次真庭市総合計画	現行計画			次期計画		
第3次真庭市地域福祉計画			本計	十画		
真庭市高齢者保健福祉 計画·介護保険事業計画	1	第9期計画			次期計画	
真庭市障がい者計画			第4次	対計画		
真庭市障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)	第7期計	一画(第3期	目計画)		次期計画	
まにわ食育・健康づくり 計画	現行	計画		次其	引動	
真庭市子ども・子育て支 援事業計画	現行計画		次期計画(次世代育成支持	受行動計画含む) 1	

SUSTAINABLE GEALS DEVELOPMENT GEALS



第3節 策定体制

(1) 市民アンケート調査

市民の福祉に対する考え方や地域活動への参加状況など、市民の生活実態や地域課題を把握するため「真庭市地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。(「資料編 統計データからわかる真庭市の現状」(P67)に掲載)

調査対象者	市内在住の 18 歳以上の市民から無作為抽出		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査時期	令和5年(2023年)9月12日(火)~9月26日(火)		
配布数•回収数(回収率)	配布数: 2,000件 回収数: 858件(回収率: 42.9%)		

(2) 市民、団体等へのヒアリング調査

市民との協働による計画策定と実践が図れるよう、本市が目指すべき地域福祉の姿や地域福祉の実践に対する想いやアイデアを出し合う意見交換を実施し、計画に反映しました。

実施期間	令和5年(2023年)9月~令和6年(2024年)2月
実施期間	 ・令和5年(2023年)9月25日(月) 真庭市保健師会でのグループワーク(18名参加) (障がい者が安心して暮らすための支援を考える) ・令和5年(2023年)12月4日(月)~8日(金) 障がい者週間イベントへの参加者を対象とした街頭調査(地域共生社会について) ・令和5年(2023年)12月20日(水) 真庭市権利擁護推進協議会でのグループワーク(29名参加)(成年後見制度利用促進基本計画について) ・令和6年(2024年)1月19日(金) 真庭地区保護司会との意見交換(5名参加)
実施団体等	(成年後見制度利用促進基本計画について) ・令和6年(2024年) 1月19日(金) 真庭地区保護司会との意見交換(5名参加) (再犯防止計画について) ・令和6年(2024年) 1月30日(火) 真庭市消防団との意見交換(4名参加)
	(地域の防災活動の現状と課題について) ・令和6年(2024年) 1月30日(火) 真庭市老人クラブ連合会との意見交換(4名参加) (高齢者福祉の課題からみた活動のあり方について) ・令和6年(2024年)2月3日(土) 「デフリンピック・フェア in まにわ」参加者を対象とした意識調査

(3) 真庭市地域福祉計画等策定委員会

保健医療関係者、社会福祉事業従事者、学識経験者、当事者団体、行政関係者等で構成される「真庭市地域福祉計画等策定委員会」において、前計画の進捗の評価・検討や本計画の目標や方向性等の設定に係る審議を経て作成しました。

	第1回策定委員会	令和5年(2023年)8月4日(金)	
	第2回策定委員会	令和5年(2023年)12月7日(木)	
委員会開催時期		令和6年(2024年)1月18日(木)	
		令和6年(2024年)2月15日(木)	
		令和6年(2024年)3月6日(水)	

(4) パブリックコメント[※]

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を令和6年(2024年)2月8日(木) \sim 2月26日(月)の期間を設け意見を提出いただき、計画に反映しました。



第2章 真庭市を取り巻く現状と課題

第1節 「人」づくりに関する現状と課題

(1) 地域・地域活動への関わりの機会

若い世代にも自治会への加入を促し、地域との関わりを持ってもらうために、既存の加入 者からの勧誘などきっかけをつくることが重要。

- ●町内会・自治会への加入状況について、加入している割合が86.8%となっています。若い世代や居住年数が短い人ほど加入している割合が低くなっています。加入していない理由として、「加入の誘いがなかったから」が30.3%で最も高く、次いで「その他」が27.0%、「仕事や家事などで忙しいから」が16.9%で続いています。
- ●町内会・自治会等の地域活動への参加の依頼があった場合、「積極的に参加したい」が 17.0%、「内容によっては参加したい」が 57.7%、「おそらく断る」が 13.3%となっています。

(2) 地域活動の担い手、団体運営の状況

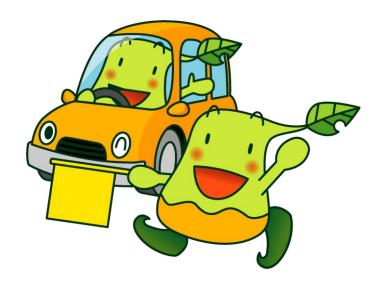
仕事や家事で忙しい若い世代の参加が課題となっており、隙間時間を活用できる短時間での参加や、ライフスタイルに合わせて活動できる多様な地域活動を展開することが求められる。

- ●町内会・自治会の地域活動への参加頻度について、「よく参加している」「ある程度参加している」を合わせた割合は 79.8%となっています。若い世代では「あまり参加していない」「全く参加していない」の割合が高くなっています。参加していない理由として、「仕事や家事など、他にやることがあって忙しいから」が 29.2%で最も高く、次いで「病気や障がいなど身体的な理由で参加が困難なため」が 22.2%で続いています。
- ●老人クラブへのヒアリングでは、会員数の減少が大きな課題として挙げられています。今後も 高齢者の健康づくりや生きがいづくりの活動を継続するために、新規会員の加入促進や活動に 参加しやすい仕組みづくりが求められます。

(3) ボランティア活動への意識

ロコミ等身近な人とのつながりを活用して活動を広げることで、無関心層及び参加経験は 無いものの関心がある層に対して、実践のきっかけをつくることが重要。

- ●ボランティア活動への参加について、「現在参加している」は 10.1%、「過去に参加したことがある」は 30.4%、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」は 22.1%、「参加したいが、事情により参加できない」は 18.8%、「興味がないのでこれからも参加しない」は 11.2%となっています。
- ●ボランティアなどの地域活動に参加しにくくなる理由として、「仕事をもっているので時間がない」が43.7%で最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」が41.5%、「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」が28.1%で続いています。
- ●ボランティア活動に関する情報を得る手段について、「市の広報紙(公民館だよりを含む)」が32.4%で最も高く、次いで「知り合いを通じて」が24.5%、「テレビやラジオ等」が19.9%で続いています。「情報を得ていない」の割合は27.4%となっています。年齢層が低いほど、「情報を得ていない」の割合が高くなる傾向がみられます。
- ●今後のしてみたいボランティア活動について、「一人暮らしの高齢者の見守り、声かけ、安否確認」が35.7%で最も高く、次いで「地域の環境美化推進のための活動」が19.5%、「子どもの見守り、子どもを犯罪から守るパトロール、子育て支援」が19.0%で続いています。「参加したいと思わない」の割合は14.9%となっています。
- ●今後、ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等を活性化するために必要なことについて、「学校教育や社会教育で重要性を教える」が33.1%で最も高く、次いで「時間的・体力的に負担の少ない活動内容にする」が27.7%、「若年層の参加を促進する」が27.2%で続いています。若い世代では「友人や家族で参加できる活動を増やす」の割合が他の年齢層と比較して高くなっています。



第2節 「地域」づくりに関する現状と課題

(1)地域の困りごとと相談体制

「相談しようと思わない」層について、行政や地域の相談役につなげられる仕組みづくり が求められる。

- ●毎日の暮らしの中での悩みや不安として、「自分や家族の老後に関すること」が58.7%で最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が42.3%、「介護に関すること」が33.7%で続いています。若い世代ほど「経済的な問題に関すること」「仕事に関すること」の割合が高くなる傾向がみられます。
- ●困ったり不安を感じたりしたときの相談先として、「家族」が 73.5%で最も高く、「友人・知人」 が 41.8%、「親戚の人」が 23.3%で続いています。「相談しようと思わない」の割合は 5.1% となっています。

(2)地域の助け合いの意識

手助けを必要とする人について、どんな支援を必要としているのかを周知することで、何かあった時に住民同士で助け合える環境をつくることが重要。

- ●地域で暮らしている、手助けを必要とする人への支援について、「近所に住む者として、できる 範囲で支援したい」が46.4%で最も高く、次いで「自分のことで精一杯でその余裕がない」が 19.3%、「何をすればいいのかわからない」が12.9%で続いています。若い世代ほど「何をす ればいいのかわからない」の割合が高くなる傾向がみられます。
- ●地域で助け合いの輪を広げていくために必要なこととして、「住民自身が日頃から地域のつながりを持つように心がけること」が59.9%で最も高く、次いで「困った人や助けを必要とする人の要望を十分に把握できるようにすること」が38.8%、「行政による相談窓口や活動団体等への援助を充実させること」が33.1%で続いています。



(3) 地域の愛着や付き合いへの意識

若い世代や転入者の地域への愛着を醸成し、地域を良くしたいという思いを持って住み続けてもらうことが重要。

若い世代では近所付き合いの必要性を実感していない割合が高く、ターゲットに合わせた 媒体を通じた意識啓発に取り組む必要がある。

- ●地域に愛着のある割合は「大いに愛着がある」「ある程度愛着がある」を合わせて82.3%となっています。若い年代や居住年数が短い人は、愛着のある割合が低い傾向がみられます。
- ●近所付き合いについて、「あいさつを交わす程度のつきあいである」が36.0%で最も高く、次いで「よく立ち話をする程度のつきあいである」が33.7%、「ものの貸し借りなど気軽に助け合っている」が17.2%で続いています。年齢層が高いほど関わりが深くなる傾向がみられます。
- ●近所付き合いへの考え方について、「日常生活に役立つことが多いので必要である」が 42.2% で最も高く、次いで「親しく相談したり助けあったりするのは当然である」が 26.9%、「なくても困らないので、あまりしたくない」が 15.6%で続いています。年齢層が低いほど「なくても困らないので、あまりしたくない」の割合が高くなっています。
- ●日常生活で不自由になったときにしてほしい手助けについて、「雪かきや草刈りの手伝い」が39.3%で最も高く、次いで「通院など外出の手伝い」が36.0%、「見守りや安否確認の声かけ」が35.1%で続いています。

また、地域で困っている人がいる場合に手助けできることとして、「見守りや安否確認の声かけ」が51.7%で最も高く、次いで「買い物の手伝い」が29.7%、「普段の話し相手」が27.7%で続いています。

(4) 防災対策の状況

一人暮らし高齢者の増加など、災害時の避難について手助けを必要とする人は今後も増えることが予測される。緊急時に備えて、日頃からの訓練や助け合える関係づくりが非常に 重要。

- ●災害時の避難について、手助けを必要とする割合は 32.6%となっています。年齢層が高いほど、手助けを必要とする割合が高くなっています。
- ●災害時の手助けとしてできることについて、「安否確認作業」が 49.9%で最も高く、次いで救助活動」が 28.4%、「食料・備蓄の提供」が 21.1%で続いています。
- ●消防団へのヒアリングでは、有事の際の「自助」「互助・共助」の重要性が指摘されており、地域住民が主体となって地域を守る意識を高めることが求められています。また、新規団員の加入や迅速な対応を強化するための人員など担い手不足に関する課題が挙げられており、人材の確保に向けた対応が求められます。

第3節 「基盤」づくりに関する現状と課題

(1) 生活困窮者の自立支援やひきこもり支援について

生活困窮やひきこもりの背景には複合的な課題がある場合も考えられることから、経済支援や就労、学習支援など総合的に相談できる体制を整備することが重要。

- ●経済面で生活に困ったときの相談先について、「親族」が62.8%で最も高く、次いで「市の相談窓口」が36.8%、「社会福祉協議会」が9.4%で続いています。「相談しようと思わない」の割合は8.0%となっています。
- ●経済面で困っている人のサポートのために必要なこととして、「生活困窮に関する相談体制」が 50.9%で最も高く、次いで「就労に向けた訓練や就労体験の充実」が29.6%、「生活困窮家庭 の子どもへの進学・学習支援」が24.7%で続いています。
- ●生活困窮者を地域で支えることについて、「とても必要だと思う」「必要だと思う」を合わせた 割合は 56.4%となっています。
- ●ひきこもりの方やその家族に対する支援として必要なことについて、「何でも相談できる窓口の 充実」が61.1%で最も高く、次いで「就職等の自立に向けた支援」が42.9%、「フリースペー スなどの居場所支援」が31.9%で続いています。

(2) 再犯防止の取組について

刑務所出所者等の円滑な社会復帰のためには、地域の中で安定した生活が送れることが重要。そのためには、地域住民の理解や保護司[※]を中心とした再犯防止の取組への協力が必要不可欠。

- ●地域に刑務所出所者等がいた場合の立ち直りへの協力の意向について、「犯罪の背景や程度による」が38.2%で最も高く、次いで「ある程度は協力したいと思う」が25.3%、「わからない」が15.2%で続いています。協力したいと思う割合は、「全面的に協力したいと思う」「ある程度は協力したいと思う」を合わせて3割程度となっています。
- ●刑務所出所者等への社会復帰支援に対する考え方について、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が42.0%で最も高く、次いで「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」「一般住民として生活できるよう事業所や市民への啓発が必要だ」が26.0%で続いています。
- ●保護司へのヒアリングでは、保護司の担い手不足や、事業主の世代交代による協力雇用主の減少などが課題として挙げられています。関係団体と連携し、担い手の確保や再犯防止の取組への理解促進に取り組むことが求められています。

(3) 成年後見制度について

成年後見制度の内容まで知っている割合は、現在利用している場合も含めて約4割となっている。必要とする人が適切に制度を利用できるよう、利用しやすい体制整備とともに制度の周知が求められる。

- ●成年後見制度の認知度について、「知っている(現在利用している)」は 5.6%、「利用していないが、制度の内容を知っている」は 34.4%、「制度の内容は知らないが、名前は聞いたことがある」は 31.0%、「知らない」は 21.6%となっています。年齢が低いほど「知らない」の割合が高い傾向がみられます。
- ●成年後見制度を知ったきっかけについて、「新聞記事、雑誌、テレビのニュースで知った」が 63.5%で最も高く、次いで「友人、知人、親戚等から聞いた」が14.4%、「市の広報紙で知っ た」が12.0%で続いています。
- ●成年後見制度の必要性について、「必要だと思う」が 73.6%、「必要だとは思わない」が 9.1% となっています。

必要だと思わない理由として「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が39.7%で最も高く、次いで「他人に財産管理を任せることに抵抗がある」が20.6%、「制度の内容や利用方法がよく分からないため」が19.1%で続いています。

(4) 福祉サービスの情報入手の状況

福祉サービスに関する情報が入手できている割合は約5割にとどまっており、特に若い世代は低い割合となっていることから、ウェブサイトや SNS*など多様な情報発信手段の活用が求められる。

- ●福祉サービスに関する情報について、「十分入手できている」「ある程度入手できている」を合わせた割合は50.3%となっています。年齢層が低いほど「ほとんど入手できていない」「全く入手できていない」を合わせた割合が高くなる傾向がみられます。
- ●利用したい情報媒体について、「市または社会福祉協議会の広報紙」が 62.6%で最も高くなっています。「町内会の回覧板」が 36.0%、「真庭いきいきテレビ」が 22.5%で続いています。 若い世代では「インターネット」の割合が高くなっています。

(5) 地域福祉施策について

住みやすいと感じる割合は約6割となっており、住みやすさの向上に向けては交通の利便性が大きな課題となっている。

「地域福祉」について、内容まで知っている割合は1割半ばとなっており、地域で活動する福祉団体等と連携しながら理解を促進していく必要がある。

地域福祉の充実のためには「住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」と考える人の割合が高く、「互助」「共助」の考え方が地域に根ざしている。

- ●地域の住みやすさについて、子ども、お年寄り、障がいのある方にとって「大変住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせた割合は59.1%となっています。60歳代以上の年齢層では、他の年齢層と比較して「大変住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせた割合が高くなっています。
- ●今後も住み続けたいと思う割合は、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」を合わせて 77.6%となっています。年齢層が高いほど住み続けたい割合が高くなる傾向がみられます。
- ●住み続けたいと思わない理由として、「交通の便が悪い」が23.6%で最も高く、次いで「近所付き合いがわずらわしい」が10.9%、「買い物が難しい」が9.7%で続いています。
- ●「地域福祉」の認知度について、「内容を知っている」は 14.9%、「内容はわからないが言葉は 知っている」は 44.3%、「知らない」は 31.9%となっています。
- ●地域福祉を充実させていくうえでの住民と行政との関係について、「住民も行政も協力し合い、 ともに取り組むべきである」と考える人が46.0%で最も高く、地域住民と行政の「互助」「共助」の考え方が地域に根ざしていることがうかがわれます。
- ●住んでいる地域の民生委員・児童委員について、「名前も活動内容も知っている」は34.0%、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」は26.5%、「活動内容は知っているが、名前は知らない」は10.3%、「名前も活動内容も知らない」は20.5%となっています。年齢層が高いほど「名前も活動内容も知っている」の割合が高くなる傾向がみられます。
- ●真庭市社会福祉協議会の認知度について、「名前も活動内容も知っている」は 40.2%、「名前は聞いたことがある」は 48.3%、「名前も活動も知らない」は 6.3%となっています。

第3章 計画の基本理念・基本目標

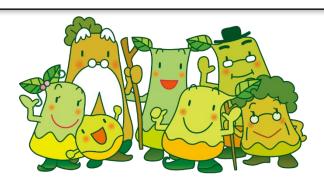
第1節 基本理念

地域共生社会実現のため、市民、事業所、行政が連携・協力することにより、子どもからお 年寄りまですべての地域住民が手をつなぎ、共に支え合う市民満足度の高いまちづくりを目 指し「和(輪)を大切に 共に支え合う まちづくり」と定めます。

この理念は「第2次真庭市総合計画(改訂版)」に示す「全ての市民が相互に尊重し、共に生きる地域を実現する(誰一人取り残さない)」につながるもので、「真庭市共生社会推進基本方針」に掲げる「共生の理念」やSDGsの理念にも通じるものです。

【基本理念】

和(輪)を大切に 共に支え合う まちづくり



第2節 基本目標

基本理念の実現のため、次の3つの基本目標に基づき計画の推進を図っていきます。

基本目標1 誰もが地域を担う主役となる「人」づくり

共生社会の実現にあたっては、地域で暮らす誰もが互いの人格や個性を尊重し、認め合い ながら全員で地域活動に参加していく人や地域が形成されることが重要です。

市民一人ひとりが身近な人や地域の困りごとを自分のこととして受け止め、主体的な関わりをつくっていく意識が根付いていくよう、様々な人がふれあえる交流の場や地域福祉について学べる機会を充実し、助け合いの意識の醸成を図るとともに、市民一人ひとりが地域活動の担い手として活躍できるよう人材の育成に取り組みます。

また、地域活動団体等の活動について広報し市民の参加を促したり、団体活動に対する支援を図ったりするなどの協働の取組を推進し、地域活動の活性化を図ります。

基本目標2 支え合いとつながりのある「地域」づくり

市民一人ひとりが抱える悩みや不安は、性別や年代、世帯、居住地域などによって様々です。こうした支援を必要とする人が悩みを抱え込むことがないよう、暮らしの中の様々な機会でその困りごとを拾い上げ、支援へと結びつけていくことが大切です。

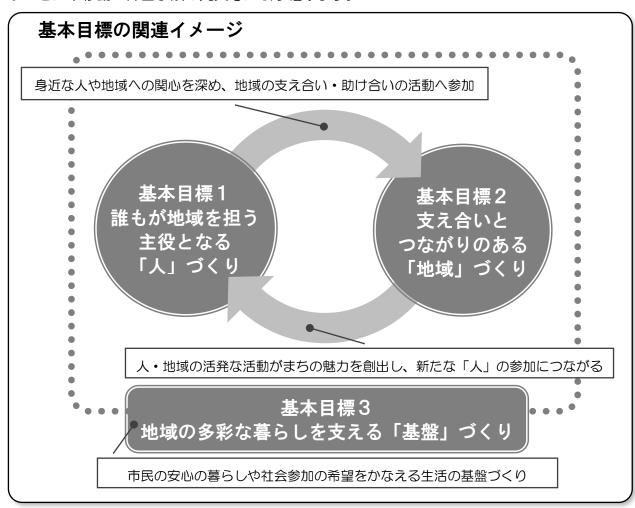
そのため、地域活動を行う人や団体による見守り活動等との協働はもちろん、高齢者や障がいのある人、子ども・子育てなどの各福祉分野の団体・機関が横断的に連携し、身近な場や機会で人や地域の困りごとを丸ごと受け止められる体制づくりを進めます。

また、困りごとへの解決にあたっても、地域団体や福祉関係者・機関等が有機的に連携し、共助・公助による支援へと結びつけられるようネットワークの強化を図ります。

基本目標3 地域の多彩な暮らしを支える「基盤」づくり

全員参加型の地域福祉のまちづくりを進めていくうえでは、市民の安全・安心の暮らしが確保されており、市民一人ひとりが描くライフスタイル(豊かな生活)を実現できる基盤が整っていることが重要です。

そのための仕組みづくりとして、これまで高齢者福祉分野で取り組まれていた地域包括ケアシステム*を、障がいのある人、子ども・子育ての分野にも拡大し、地域全体による包括的な支援を行える仕組みの構築を目指します。また、そうした仕組みを踏まえながら、各福祉サービスや移動・外出手段の充実等に取り組みます。



第3節 施策の体系

基本理念

基本目標

進めるべき方策

和 (輪)を大切に

共に支え合う まちづくり

基本目標1

誰もが地域を担う 主役となる 「人」づくり

- (1)地域福祉の意識づくり
- (2) 地域活動の連携と活性化
- (3)地域活動の担い手の育成・確保

基本目標2

支え合いと つながりのある 「地域」づくり

- (1) 相談体制の充実
- (2) 地域での見守りの推進
- (3) 生きがいの場・居場所づくり
- (4)安全な暮らしの確保

基本目標3

地域の多彩な 暮らしを支える 「基盤」づくり

- (1) 地域で支え合う仕組みづくり
- (2)権利擁護・虐待防止等の推進
- (3) ひとにやさしいまちづくりの 推進
- (4)福祉サービスの充実
- (5) 地域福祉の情報提供の充実
- (6) 再犯防止の推進 (真庭市再犯防止推進計画)

第4章 進めるべき方策



誰もが地域を担う主役となる 「人」づくり

- (1) 地域福祉の意識づくり
- ◀▷ 今後の方向性 ◀▷

市民の誰もが、同じ地域社会の一員として人格と個性を尊重し合える「共生社会」の実現を目指すうえで、市民の地域福祉に対する意識・関心を高めていくことが大切であり、特に若い世代への意識啓発が重要となっています。

本市では、マルシェ等のイベントに合わせた世代間交流の場の提供や、障がい者週間等を通じた啓発を実施していますが、地域福祉の意識は十分に浸透しているとは言えない状況です。

今後も引き続き人権や福祉をテーマにした教育や体験の機会を設け、広く市民に対しより一層の啓発を進めます。また、学校教育の場における福祉に関する学習を推進し、早い時期からの共生社会の意識づくりを目指します。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ◀▷

主体

取組の内容

個人・隣近所

(自助・互助)

- ◆人権や福祉に関する学習会や体験の場に参加します
- ◆地域で暮らす高齢者や障がいのある人などの暮らしの状況や困りご とについて関心を持ちます

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆地域の資源や人材を活用した、人権や福祉についての学習会や体験の 場を開催します
- ◆高齢者や障がいのある人も含め様々な人が交流し互いの理解を深められる交流の場をつくります

社会福祉協議会

(互助・共助)

- ◆地域や学校での福祉について学ぶ機会、啓発に取り組み、福祉のここ ろの醸成に努めます
- ◆共同募金運動を通じた助け合いの理念を普及します
- ◆高齢者や障がいのある人も含め様々な人が交流できるよう誰もが参加しやすいサロンや交流活動を実施します

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 学校における福祉に関する学習の推進

- 福祉体験や職場体験などを通じて、知識や認識を深めるとともに、障がいのある人や 高齢者について、正しい理解や思いやりの気持ちを育てます。
- 普段からあいさつ・声かけ運動を推進し、子どもたちと地域の人々の絆を築きます。 また、祭りや地区行事などの子どもたちと地域の人々が交流できる活動を支援し、地 域や世代間の交流を促進します。

② 地域における福祉教育の推進

- 「第4次真庭市生涯学習基本計画」に基づく生涯学習の機会や場を活用し、地域共生 社会に関する知識や関心を高めながら自主的な活動や交流を促す福祉教育を推進しま す。
- 地域の中で多様な世代が交流できる機会づくりをすすめ、地域福祉への理解促進及び 地域住民同士のつながりづくりを推進します。
- 認知症セミナーや福祉・食育・健康等に関するイベント等により、地域福祉に関する 意識づくりや理解の促進に努めます。
- 老人クラブ活動等の地域住民が集まる機会を活用し、介護保険制度や障がい福祉サービスの内容の周知及び理解促進に努めます。

③ 心のバリアフリー・人権教育の推進

- 高齢者や障がいのある人と地域の人とがお互いに理解を深め、支え合える関係づくりを進めるため、学習活動や交流活動を支援します。
- 点字ブロックや多目的トイレ、障がい者等用駐車場などについて、必要な人が円滑に 利用できるよう、広く市民への意識啓発を図ります。
- 高齢者や障がいのある人をはじめ、外国人市民や女性等に対する偏見や差別意識を解消できるよう、小学校・中学校からの人権教育の推進や人権作品の募集等のイベント・ 行事を通じて、若い年代からの人権意識の醸成を図ります。
- 「真庭市手話言語条例」※に基づき、手話の普及・啓発を進めます。
- 「第2次真庭市人権教育・啓発推進指針」に基づき、家庭や学校、地域や職域などあらゆる場における人権教育・啓発に取り組みます。

(2) 地域活動の連携と活性化

■▷ 今後の方向性 **■**▷

地域では地域づくり委員会や地域自主組織など様々な機関・団体が地域の多様な生活課題の解決に向けて活動を実施しています。こうした活動が効率的かつ効果的に展開されるよう、活動への支援をはじめ、団体間での活動内容の共有や連携が図られることが大切です。

本市では健康づくり・生きがいづくり活動等を中心とした地域活動を推進していますが、地域の実情によって大きく差があるため、地域活動のネットワーク体制の強化を図っています。

今後、少子高齢化や市民の価値観の多様化が進む中で、地域住民のちょっとした困りごとを地域の中で解決できる仕組みをつくることが重要となります。そのためには、地域活動団体同士の連携や交流が欠かせません。地域の実態に即した課題解決の取組ができるよう、地域住民・団体を中心とした地域活動のネットワーク体制の強化や地域活動団体への支援に取り組みます。

◆▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ◆▷

主体

取組の内容

個人•隣近所

(自助・互助)

- ◆他の地域で暮らす人との交流や仲間づくりをします
- ◆自分の暮らす地域、他の地域で行われている活動やイベント、行事で 興味・関心があるものに参加します
- ◆自分たちの地域の活動やイベント、行事について他の地域の知り合い に教えます

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆地域内の困りごとや解決方法について他団体と情報共有します
- ◆市や社会福祉協議会、地域団体等が行う交流会や会議、情報共有の場 へ積極的に参加します
- ◆誰もが参加しやすい地域活動や、団体へ加入しやすい環境づくりをします

社会福祉協議会

(互助・共助)

- ◆ボランティア市民活動センターの相談・支援機能を強化し、ボランティア講座等を開催し、幅広い世代へボランティア活動の PR や情報発信、参加呼びかけを行います
- ◆地区社協活動、ふれあい・いきいきサロン*活動、ボランティア団体への助成金交付及び相互交流や情報交換の場を充実します
- ◆情報交換会や子育て支援団体との連携により、ネットワークを強化します
- ◆子育て世帯や市民への情報発信、子育てサロン等の活動を支援します
- ◆市内の社会福祉法人と地域における公益的な取組について協議し実施します

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 社会福祉協議会との連携

- 地域福祉推進の中心的機関である社会福祉協議会と、行政による相互の連携を図りながら、福祉ニーズの掘り起こしを行い、地域福祉に資する各事業を実施していきます。
- 高齢者の介護予防及び社会参加の促進に向けて、社会福祉協議会と連携して「集いの場」を推進します。
- 社会福祉協議会が定めた、地域福祉推進に係る実行計画である「第4次地域福祉活動計画」と本計画の連携を図ります。

② 社会福祉法人との連携

● 社会福祉法人が持つ福祉サービスに関する専門性やノウハウ、ネットワークを生かした相談支援、学習支援や就労支援、生きがい・交流の場づくりなどの公益的な取組を地域で実施することができるよう、取組に関する情報共有・意見交換等の連携を通じて活動を支援します。

③ NPO(特定非営利活動)・ボランティア等への支援

- 地域活動が効果的に行われるよう、研修や講演、相談会など「学ぶ」機会をつくります。また、新しい取組が始められるよう、地域活動の事例等を収集し情報提供を行います。
- 市民活動を行うグループやNPO法人(特定非営利活動法人)を立ち上げるための支援をします。

④ 当事者団体への活動支援

● 障がい者団体等の当事者団体の自主的な活動を関係団体との連携のもと支援し、自らが地域の助け合い・支え合いの活動へと参加できるよう取り組みます。

⑤ 民間事業者等との連携

● 宅配業者や地域の店舗など民間事業者も含めた見守りネットワークを構築し、困りごとを抱える人を支えるための情報共有及び連携に努めます。

⑥ 地域資源の有効活用

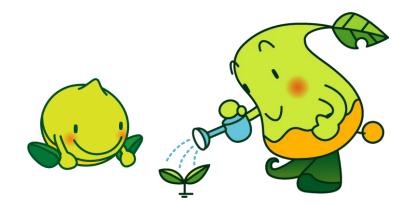
● 空き店舗や空き家などを有効活用できるよう、商工会やまちづくり組織と連携した場所の活用や、インターネットサービス*を活用した情報提供の仕組みづくりを行います。

⑦ 地域ぐるみの活動促進

- 共生社会実現を具体的に進める手段としてデジタル技術を活用した施策に取り組む「共生社会推進+dX(デジタルトランスフォーメーション)アクションプラン」に基づき、誰もが参加しやすい対話の場を増やし、共生社会の実現に向けた市民の意識改革を図ります。
- 隣近所をはじめ、自治会長、福祉委員*、民生委員・児童委員*、愛育委員*、食育推進ボランティア*を中心としたネットワーク体制を強化して、地域の実態に即した健康づくり・生きがいづくり活動を促進します。また、社会福祉協議会が設置している地区社協単位のネットワークとも連携して取り組んでいきます。
- 市民や地域が主体となって行う地域づくり活動に対し、人的支援・物的支援などによる支援を通じて、協働による地域の活性化と地域の生活課題の把握及び解消に取り組みます。

⑧ 寄附金活用による地域活動の支援

- 市民の主体的な活動の活性化が図れるよう支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携した共同募金の実施・活用や、寄附金を募るための方策について検討を行うなど、 地域福祉推進に向けた財源の確保に努めます。
- 出身地やゆかりのある地域を指定してふるさと納税*(寄附)することができる「ふるさと応援交付金制度」や「みらいへつなぐ応援交付金制度」を活用し、地域活動の活性化を促進します。



(3) 地域活動の担い手の育成・確保

■▷ 今後の方向性 **■**▷

地域福祉を推進するにあたっては、誰もが地域活動の担い手となって活躍できる環境が確保されていることが大切であり、ボランティア活動や地域活動への参加を促す仕組みづくりが求められます。

本市では、活動者の高齢化による地域活動団体の会員数の減少、次世代を担うリーダーの不足が大きな課題となっています。

地域活動の担い手確保に向けて、ボランティア養成講座や教室の開催と参加促進のほか、親子で参加しやすいボランティアプログラムや趣味や特技を生かせるボランティア など、幅広い人材が活躍できる環境整備を進め、地域の福祉ニーズに対応できる担い手の確保に努めます。

▼▷ 自助・互助・共助の目指す取組 **▼**▷

主体

取組の内容

個人•隣近所

(自助・互助)

- ◆地域で取り組まれているボランティア活動の情報を入手します
- ◆地域の人と誘い合って興味・関心のあるボランティアの養成講座に参加します
- ◆趣味や特技、経験を生かした地域活動やボランティア活動に参加しま す

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆交流の場や機会、イベントや行事において積極的にボランティア団体 を活用します
- ◆地域活動団体、ボランティア活動団体は、活動内容の周知と会員の増加に向けた活動の工夫をします
- ◆ボランティア団体は地域での交流の場や機会、イベントや行事においてボランティア派遣の要請に応え、活躍の場を広げます

社会福祉協議会

(互助・共助)

- ◆ボランティア市民活動センターと市内8か所にボランティアステーションを設置し、ボランティア活動に関する相談受付・連絡・調整を 実施します
- ◆ボランティア養成講座の実施と登録の促進を行い、ボランティア人材を確保します
- ◆夏のボランティア体験事業による中高生を中心としたボランティア 活動への理解啓発を図ります
- ◆地域の福祉ニーズに応じた新たなボランティアの発掘と養成を行い ます
- ◆ボランティア活動に関する困りごとを抱えた人・団体に対する相談・ 支援を行います

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 人材の育成

- 手話奉仕員*養成講座や要約筆記者*養成講座の開催を通じて、障がいのある人の社会 参加を支援するボランティアの育成を進めます。
- 認知症サポーター*養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、キャラバンメイト*等のできる範囲で手助けする人材育成を進めます。
- 学童保育・放課後子ども教室等において、子どもとの遊びやコミュニケーション等を 通じて子どもの健全育成を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、地域 ボランティアの活用について検討を進めます。
- 地域の支え手となるボランティア活動に積極的に取り組み、生きがいを持って社会貢献活動へ参加できるように促すため、活動に応じたボランティアポイントを付与するなど、地域通貨「まにこいん」との連携も含め、施策を検討します。

② ボランティア活動のコーディネート支援

- ボランティア市民活動センター(社会福祉協議会)を中心に、新規にボランティア活動を担う団体の立ち上げについての支援や、地域で活動しているボランティア団体への相談・支援機能の強化について検討を進めます。
- 広報紙やホームページ、公民館の掲示板等を活用し、市内で行われているボランティアの情報提供を図ります。また、当事者団体等への情報提供を行い、団体活動におけるボランティアの活用を促進します。
- ボランティア講座の開催やボランティア体験などボランティア活動に関する活動を幅 広い世代へ提供し、活動に参加できる環境整備に取り組みます。

③ 地域リーダーの人材育成

- 地域活動が効果的・一体的に展開されるよう、社会福祉協議会との連携により、地域 活動をけん引するリーダー人材の育成を図ります。
- 児童・生徒を対象とした世代間交流活動や野外活動・レクリエーション活動の実施により、地域の人たちとのふれあい等を通じた将来のリーダー人材の育成を目指します。
- 元気な高齢者が地域のリーダーとして知識と経験を生かして活躍できるよう、老人クラブ等の地域活動を行うリーダーを支援・育成します。また、新規会員の確保や活動の活性化に向けて、地域住民の参加促進に取り組みます。
- ボランティア活動の活性につながる情報交換会や交流会・研修会を通じ、地域の福祉 ニーズに応じた新たな人材確保・人材発掘に取り組みます。

基本目標2

支え合いとつながりのある 「地域」づくり

(1) 相談体制の充実

■▷ 今後の方向性 **■**▷

地域には様々な年代や性別、世帯構成の人々が暮らしており、生活環境によって困りごとも様々です。

本市では、くらし安全課内の生活総合相談室の設置などにより、相談しやすい体制づくりに取り組んでいます。一方で、アンケート調査では相談につながっていない人がいることもうかがえることから、より一層の相談支援体制の充実が求められます。近年は複合的な課題の顕在化も社会問題となっており、相談支援から社会参加、地域の関係づくりなど、重層的に支援する体制の整備が求められています。

現在実施している相談窓口については周知や利用しやすい体制整備に努めるとともに、 ひきこもりや子どもの貧困、ヤングケアラー等の複合的な課題については、実態把握や アウトリーチの支援、専門職と連携した支援等に取り組みます。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 **◀**▷

主体

取組の内容

個人 · 隣近所

(自助・互助)

- ◆地域で身近に困りごとを相談し合える人を持ちます
- ◆困りごとの相談窓口、相談機関について情報を得ます
- ◆相談窓□や機関について周りの人と教え合います

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆地域活動やイベント、行事の中で、地域の困りごとについて話し合える機会を持ちます
- ◆地域にある相談窓口、相談機関について情報を得るとともに住民へ情報発信します
- ◆地域の生活課題について、行政や関係機関と情報共有します
- ◆困りごとを抱える人や世帯を見かけたら、近くの相談窓口に相談します

社会福祉協議会

- ◆地域における相談支援の拠点として相談体制を充実します
- ◆生活困窮世帯(者)を対象とした相談窓口を設置します
- ◆相談員や職員の研修会開催による相談支援のスキルアップを図ります
- ◆ふれあい・いきいきサロン等を活用した身近な相談機会を充実します
- ◆経済的な不安に関する相談や制度利用に対して、行政や関係機関との 情報共有・連携による相談支援を図ります

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 相談支援体制の充実

- 地域の様々な相談を受け止める民生委員・児童委員、愛育委員、福祉委員、地域包括支援センター、発達発育支援センター、こども家庭センター*、障がい者相談員*、青少年相談員*、医療機関、福祉事業所などの相談窓口について、相互連携の強化を図り、複合的・分野横断的な問題に対しても適切に対応できる体制づくりに努めます。また、相談から適切なサービスや制度の利用につなげる身近な相談支援を行います。効果的な支援が行えるよう、支援者の在り方や役割分担について見直しを進めます。
- あらゆる相談を断らずに一時的に受け付ける身近な総合相談窓口として、くらし安全 課が入口となって相談を受け止めるワンストップ**相談窓口を開設しており、こうした 窓口の周知と利活用を促進します。
- 行政の相談窓口において、専門性の高い相談や担当分野が複数にまたがる相談に対し、 丁寧な対応や案内ができるよう相談窓口の担当職員への研修や意識啓発の充実に取り 組みます。
- 複数の分野からなる課題を抱える世帯に対して、多機関協働による相談から支援までの包括的な支援に取り組みます。
- 複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人、相談に行きづらい人などの情報を早期に把握するため、関係各課との情報共有体制の強化に取り組むとともに、民間事業者などとも協働した見守りや異変に気付く仕組みをつくります。
- 相談から必要な支援やサービスへの利用につながった後も、訪問や定期的な連絡などの働きかけを行い、相談支援体制の信頼関係を構築しながら生活実態の把握や継続した見守りに取り組みます。また、必要に応じて新たな支援等へつないだり、地域全体でフォローアップを行える体制づくりを進めるなど、子どもから大人まで切れ目のない相談支援と必要なサポートが受けられる体制づくりを進めます。
- 令和6年(2024年)4月に、こども家庭センターを設置し、妊産婦や乳幼児に関する相談を受け付ける母子保健窓口と児童虐待など、困難を抱えた家庭に対応するため、児童福祉窓口を統合させ、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して相談業務体制の強化を図り、早期の支援による虐待防止に取り組みます。
- 相談支援記録のデジタル化、一元化に取り組みます。

② 生活困窮等に関する相談体制及び自立支援の充実

● 社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援機関)と連携して、経済的な面での生活の 困りごとに関する相談支援を実施します。また、広報誌や SNS など多様な情報媒体を 通じた周知に取り組みます。

また、自立支援に係る各種制度の活用やハローワーク等の関係機関へつなげられるよう、関係機関同士のネットワークの強化を図ります。

- 社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援機関)と連携して、生活困窮者の自立に向けて、就労支援や家計相談支援など効果的な支援ができるよう、相談員のスキルアップに取り組みます。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く諸問題の解決に向けて調査研究を行い、必要な対応を進めます。また、支援が必要な家庭に情報が行き渡るよう、小中学校等教育機関を通じた情報提供を行います。
- 生活困窮者や高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭など複合的な課題を抱える世帯について、分野を超えた支援が行えるよう重層的支援体制の整備に取り組みます。また、効果的な支援につなげられるよう、オンラインでの制度検索・申請を可能とする、マイナポータル*を活用した「ぴったりサービス」*の活用やプッシュ型*の支援に関する情報発信など、デジタル活用にも取り組みながら対応を検討する必要があります。
- 障がいのある人の経済的な自立と社会参加による生きがいの創出に向け、障がいのある人への就労支援や企業への雇用の働きかけ、また、就労後の定着支援に取り組みます。障がいのある人本人の希望や適性に応じた働き方を実現できるよう、相談支援と就労支援の連携強化に努めます。
- 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるため、社会復帰に向けた指導・相談活動等を支援します。

③ ひきこもり等への相談支援

- 一人暮らし高齢者や不登校、ひきこもりがちな人などの生活の状況や社会復帰に必要な支援等について、地域の見守り活動や民生委員・児童委員等による訪問活動との連携を図り、実態把握を進めます。
- ひきこもり等の当事者や家族等の困りごとに対し、訪問相談等による継続的な支援を 図るほか、関係機関との連携のもと、個別の状況に応じた医療・福祉・就労等の支援を 行います。

④ 自殺予防のための仕組みづくり

● 真庭市自殺対策計画の基本理念~「だれも追い込まれることのない社会」の実現に向けて~に基づいて健康不安や経済的な理由などによる自殺の防止対策として、気軽に相談できる仕組みづくりを進めるとともに地域での見守り支援を啓発します。

(2)地域での見守りの推進

■▷ 今後の方向性 **■**▷

隣近所や地域の人たち同士がお互いの見守りや助け合い、支え合いを通じて、地域で 孤立することなく安心して暮らせる社会を目指すことが大切です。一方で、核家族化や 高齢者のみ世帯の増加といった世帯構造の変化に伴い、地域のつながりが弱くなりつつ あります。

本市では、地域において民生委員・児童委員や福祉委員、愛育委員が中心となって地域の見守りを行っていますが、支援が必要な方の情報が高齢者に偏っていたり、子どもや障がい者との関わりが少ないなど、実態把握が難しい部分もあります。また、アンケート調査では若い世代において地域の関係づくりが進んでいないことがうかがえます。

見守りを必要とする人が増えるなかで、住民同士の見守りは今後より一層重要となる ことから、市民の理解と協力による見守り活動の充実を図るとともに、隣近所、地域の人 同士で助け合うことの大切さについて啓発活動の充実を図ります。

▼▷ 自助・互助・共助の目指す取組 **▼**▷

個人•隣近所

主体

_・・・・・・・・ (自助・互助)

取組の内容

- ◆日常のあいさつや声かけなどの近所付き合いをします
- ◆地域で行っているあいさつ・見守り活動に参加します
- ◆困りごとを抱えている人に対し、できる範囲での手助けに努めます
- ◆困りごとに対して一人でがんばりすぎず、周りの人たちに相談します

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆地域の住民や組織、団体と協力し合い、見守り活動に取り組みます
- ◆あいさつ・見守り活動を通じた地域の困りごとを把握します
- ◆手助けを必要としている人に対して、できる範囲で手助けに努めます
- ◆自分たちでできないことは、行政や関係機関との協働で解決します

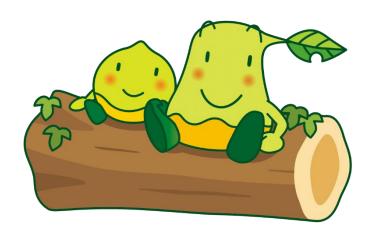
社会福祉協議会

- ◆地域と連携した見守り活動により福祉課題を早期発見し、支援へと結びつけられるよう全地区社協で地域助けあい事業を実施します
- ◆福祉活動専門員による訪問を中心とした見守りや相談・サービスの紹介等を実施します
- ◆地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」*に参加し、企業や事業所等との連携による見守り活動を推進します

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 見守り・支え合い活動の促進

- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯など、地域で見守り支え合える環境整備、生きがいを 持って安全・安心な日常が過ごせるコミュニティづくりを推進していきます。
- 各地域において実施する助けあい会議や座談会において、属性を問わず全世代の幅広 いニーズを把握できる体制整備に努めます。
- 認知症の人、障がいのある人、子どもなどが行方不明になったときの早期発見ネットワークである、地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」*について、当事者やその家族への周知と登録を働きかけます。また、協力市民・協力事業者の増加に向けて啓発と登録を働きかけます。
- 子どもの健やかな育ちや安心の育児を地域で見守り、支え合えるよう、妊娠期や産後も含め子育で家庭をサポートするボランティア活動を支援します。また、子育で支援のネットワークの強化を図り、地域における子育でに関する情報の迅速な提供や相談に応じられる体制づくりを進めます。
- 福祉サービス事業者が事業活動の中で行う見守り活動について、地域や関係機関と連携した取組となるよう体制づくりを進めます。
- 社会的孤立や孤独死を防ぐため、身近な地域でのあいさつや声かけ、見守りなどの活動を促進します。



(3) 生きがいの場・居場所づくり

■▷ 今後の方向性 **■**▷

地域とのつながりの希薄化による孤立が課題となっている中で、地域による見守り声かけ活動はもちろんのこと、市民自らが地域に出かけ、気軽に交流や生きがい活動を楽しめる場が身近に確保されていることが重要です。

本市では、ふれあい・いきいきサロン等において生きがいづくり・居場所づくりを推進してきましたが、参加者の固定化や参加人数の減少等が課題となっています。

地域に住む様々な人が気軽に集い、世間話や身近な相談ごとを話し合える場への参加を 通じて、地域とのつながりや生きがいを持つことができるよう、地域のサロン活動等の充 実及び周知・利用促進を図るとともに、孤独・孤立の防止に向けた取組を推進します。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ◀▷

主体

取組の内容

個人•隣近所

(自助・互助)

- ◆自分や家族等の興味・関心がある地域のイベントや行事について情報 を入手し教え合います
- ◆家族や隣近所同士で誘い合い、地域のイベントや行事に参加します
- ◆地域の公民館やサロンで行われている仲間づくりのための活動に参加し、様々な世代の人と交流を持ちます

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆地域の集会所や公民館、隣保館などを活用し、身近なところで気軽に 集える場や機会を設けます
- ◆地域のイベントや行事について地域に参加を呼びかけます
- ◆みんなが役割を分担するなどし、誰もが参加しやすいイベントや行事 となるよう工夫します
- ◆空き家や空き店舗を活用した交流の場づくりについて行政や関係機関の支援を受けながら取り組みます

社会福祉協議会

- ◆地区社協活動の活性化と充実を図る支援を実施します
- ◆身近な地域で気軽に集える場であるふれあい・いきいきサロン活動の 充実と普及推進を図ります
- ◆市と連携し、手話通訳や要約筆記者の派遣について周知・利用促進を 図ります
- ◆地域住民と連携した見守り活動により、福祉課題を早期に発見し必要 な支援に結びつけるために、全地区社協で地域助けあい事業を推進します
- ◆老人クラブ連合会や手をつなぐ親の会等、当事者の方が地域で活躍できる場づくりを推進します

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 活動・交流の場の提供

- 文化センターや公民館、交流定住センター、隣保館等を地縁組織の活動拠点や地域活動支援の拠点として活用し、地域の活性化及び課題解決に取り組みます。
- 多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における 資源開発、支援ニーズと地域資源のマッチング等を行えるよう地域における取組のコ ーディネート等を実施します。
- 様々な属性、年代の住民が地域づくりに参加できるよう、地域包括支援センターや地域活動支援センター、こども家庭センターなどと連携し、交流の促進や創作活動の場づくり、地域活動への参加促進などを支援します。
- 地域の誰もが気軽に集える場として開催されている、子育て支援や親子の交流できる 団体等の活動を支援し、交流の促進を図ります。参加の少ない男性等が参加しやすい よう、活動内容の提案や実施方法の検討、情報発信等に取り組みます。

② スポーツ・文化活動の充実

- 障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者等、地域住民が一丸となってスポーツ大会の開催や文化活動を通じて、健康の維持・増進を図りつつ、地域福祉を広め交流できる場をつくります。
- 運動教室やウォーキング大会を開催し、地域資源を活用しながら身近な場所で運動を楽しむ環境づくりを進めます。また、健康づくりや運動に関する情報の提供を行います。
- 老人クラブ活動における高齢者のスポーツ参加・健康づくり活動や文化活動を支援します。
- 既存の支援制度では対応できない社会参加のニーズに対して、地域資源を活用しながら就労支援や居住支援、学習支援等の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

③ 障がいのある人に配慮したイベント運営

● 各種大会や行事において、手話通訳や要約筆記者の配置、車いす使用者のスペース確保など、障がいのある人などに配慮した運営がなされ、誰でも安心して気軽に参加できるよう行事主催者に対する支援に努めます。

④ 高齢者の生きがいの場づくり

- 高齢者の経験・能力を生かした生きがいづくりと就業の場となる、シルバー人材センター*の運営への支援と参加促進を図ります。
- 高齢者が地域の中で趣味や特技を生かして活躍できるよう、多世代交流の場づくりを 進めます。

⑤ 孤独・孤立対策の推進

- 孤独・孤立を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れる体制を構築します。
- 高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との 交流の機会の提供と居場所の確保に努めます。
- 孤独・孤立に対して庁内関係課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員による情報の 連携やネットワークを構築します。



(4)安全な暮らしの確保

◀▷ 今後の方向性 **◀**▷

すべての人が災害や犯罪などの心配がない、安全・安心な生活を送ることができるまちづくりを目指すことが大切です。そのためには、自分の身を自分の努力で守る「自助」、地域や隣近所の人がお互いに協力しあう「互助・共助」の意識、災害時の被害を最小限に抑えるための対策や仕組みを構築する「公助」の取り組みをそれぞれが充実させて、「自助」「互助」「共助」「公助」が連携し合いながら地域が一体となった防災対策を進めることが必要です。

近年、全国各地で多発している大規模地震や水害などの災害発生直後は、安否確認や被災者の救出など、地域の互助・共助が果たす役割が極めて重要となっています。特に、自力では避難することができない高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が確実に避難できるよう「私の避難プラン(個別避難計画)」*の策定を推進しています。避難訓練等については住民参加型の防災訓練のほか、市職員を対象とした職員参集訓練及び避難所開設訓練等を実施しています。

今後は高齢者等避難の際に手助けを必要とする人が増えることが見込まれており、緊急時に備えて「互助・共助」による地域で助け合える体制を構築するためにも自主防災組織や消防団等の防災組織の取組を支援するとともに、「公助」の取り組みとして有効性のある避難行動要支援者名簿を整備し、地域の防災体制の強化を図ります。また、昨今の犯罪の被害の多様化を踏まえ、見守り活動のネットワークを活用した、防犯体制の強化を図ります。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ◀▷

主体

取組の内容

個人•隣近所

(自助・互助)

- ◆防災、防犯、交通安全の知識を得ます
- ◆地域の避難訓練や学習会など、防災、減災に向けた取組に参加します
- ◆市の実施する災害時の避難行動要支援者名簿の更新や活用等の取組 について知り、可能な限り協力します
- ◆災害や犯罪に関する不安は早期から相談します

地域の 組織や団体

- ◆地域の住民や組織、団体と協力し合い、見守り活動に取り組みます
- ◆ボランティアや関係機関と連携し、防犯の見守りや防犯パトロールの 実施に取り組みます
- ◆自主防災組織の設立や活動の強化に努め、地域の防災力を強化します

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆防災や減災に向けた避難訓練や学習会を開催し、地域の防災意識を高めます
- ◆災害時の避難行動に支援を必要とする情報について、個人情報保護に 配慮しながら、地域で可能な限り共有し対応できる体制をつくります

社会福祉協議会

(互助・共助)

- ◆災害時に活躍できる災害ボランティアを育成します
- ◆ボランティア団体等と連携しながら災害ボランティアセンター*設置 運営訓練の実施やマニュアルの見直しなど、体制の強化を図ります

▲▽ 市(公助)の目指す取組 ▲▽

① 防災意識の高揚

● 市民の災害や防災に関する正しい知識の習得や防災意識の向上を図るため、地域での 防災出前講座の実施を積極的に呼びかけ、災害に備えた地域での助け合いの取り組み を推進します。緊急時は地域住民による「自助」「互助・共助」が非常に重要なことか ら、消防団と連携し、意識啓発に努めます。

② 避難行動要支援者の支援体制の強化

● 要介護者や障がいのある人、難病*患者、妊産婦及び子どもなど、災害時の迅速な避難の確保を図るうえで、支援を必要とする人に対する支援体制について定める「私の避難プラン(個別避難計画)」の策定率の向上に取り組みます。また、実効性のある個別避難計画となるよう、内容の更新を進めます。

③ 地域防災体制の構築

- 防災資機材の充実や情報伝達手段の確保、防災拠点の整備など、防災環境の充実を図ります。また、「真庭市地域防災計画」に基づき、地域や関係機関、行政等による連携体制の構築等を図ります。
- 有事の際は避難支援や救助活動が円滑に行えるよう、消防団も含めた地域全体での日 頃からの顔の見える関係づくりを促進します。
- 迅速な消防活動や、消防団員の負担軽減に向けて、先端技術を活用した消防機器の導入について検討を進めます。

④ 避難行動要支援者名簿の見直し及び支援体制の強化

- 避難行動要支援者名簿管理システムを導入し、平常時から最新の避難行動要支援者に 関する情報を共有し、支援体制の構築に取り組みます。
- 情報を自主防災組織をはじめ、民生委員・児童委員、消防署、地元消防団などの関係機関と共有し、災害時に速やかに避難・救助が行えるようにします。また、地域の助け合い活動の中で支援が行える仕組みづくりに活用します。
- 避難訓練や避難所開設・運営訓練など、防災に関わる住民参加型事業を実施し、防災 に対する意識の向上を図ります。
- 特別な配慮の必要な人などが、災害時・緊急時に安心して避難できるよう、社会福祉施設と福祉避難所*の協定を結んでいます。今後、指定施設を増やすとともに福祉避難所への直接避難や、災害時に福祉避難所として機能しない場合も想定して被災していない地域の福祉避難所との連携など、運用方法について検討を進めます。
- 障がいのある人の避難支援について、「私の避難プラン」を支援者間で共有し、緊急時に支援できる体制整備に努めます。また、障がいのある人への災害時の情報提供について、消防署などと連携してあらゆる媒体を用いた情報発信を行い、迅速かつ的確な情報提供ができる仕組みづくりを行います。

⑤ 防犯の地域づくりの促進

● 子どもの登下校時に合わせた防犯ボランティアによる見守りや、青少年育成センターによる巡回パトロールの強化を図ります。また、各地域で結成されている青色回転灯パトロール隊、自主パトロール隊と連携を図り防犯パトロールの促進を図ります。



基本目標3

地域の多彩な暮らしを支える 「基盤」づくり

(1) 地域で支え合う仕組みづくり

■▷ 今後の方向性 **■**▷

地域の中では様々な人が暮らしており、生活する上での困りごとも多種多様なものとなっています。地域の中で起きるちょっとした困りごとに対しては、地域住民の自主性や主体性による支え合いの仕組みによって解決を目指すことが重要です。

高齢者分野では、誰もが必要な支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けられる 仕組みとして、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が進められています。地域共生社 会の実現に向けては、住民と行政の協働によって、地域包括ケアシステムの仕組みを全 世代へ広げていくことが求められます。

本市においても、誰もが地域で自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、地域包括ケア会議(市全域)及び生活圏域ケア会議(旧町村単位)で地域の課題の把握に努める必要があります。今後は、地域の人・団体等と連携を図りながら地域包括ケアシステムの充実を図り、保健・医療・福祉、住まいや生活支援が一体的に提供できる体制づくりを進めるとともに、地域の課題や資源の把握と活用に向けた協議等を行えるよう、連携体制の強化に取り組みます。

■▷ 自助・互助・共助の目指す取組 **■**▷

主体

取組の内容

個人•隣近所

(自助・互助)

- ◆地域で行っているあいさつ・見守り活動に参加します
- ◆地域で行われている健康づくりや介護予防の活動に参加します
- ◆認知症に対する理解を深めます
- ◆日ごろの健康状態について相談できる、かかりつけ医を持ちます

地域の 組織や団体

- ◆地域の住民や組織、団体と協力し合い、見守り活動に取り組みます
- ◆健康づくりや介護予防の活動に関係機関と連携しながら取り組みます
- ◆地域の活動の中で、医療や介護の支援を必要とする人の把握に努め、 行政や関係機関に情報発信します

社会福祉協議会

(互助・共助)

- ◆地域包括支援センターとの連携・協働のもと地域包括ケアシステムの 構築に取り組みます
- ◆地域の医療・福祉関係者等の関係機関とのネットワークを強化します
- ◆身近な地域の単位で行う地域の福祉課題の把握や課題解決に向けた 協議を行う場として小地域ケア会議の開催に向けた協議を行います

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

地域包括ケアシステムの深化・推進

- 「第9期真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、生活支援コーディネーターの配置や関係機関との連携体制の強化に努めます。一人暮らし、認知症、要介護等の高齢者が適切な支援を受けながら地域で暮らせる体制づくりを行います。
- 地域共生社会の実現にあたっては、高齢者分野だけでなく、障がい・育児・生活困窮などにも対応した地域包括ケアシステムが求められることから、分野を超えてあらゆる課題に対応するための重層的支援体制整備事業に取り組みながら全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- すべての妊産婦・乳幼児・その保護者を対象に、「真庭市はぐくみセンター(こども家庭センター)」*を中心とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を行います。
- 障がいのある人への包括的な相談と支援を行う基幹相談支援センターの設置に取り組むとともに、精神障がいのある人への支援体制の強化に向け、地域の精神保健、医療、福祉等の関係者・機関で構成される協議の場の設置に取り組みます。

② 保健の推進・健康寿命の延伸

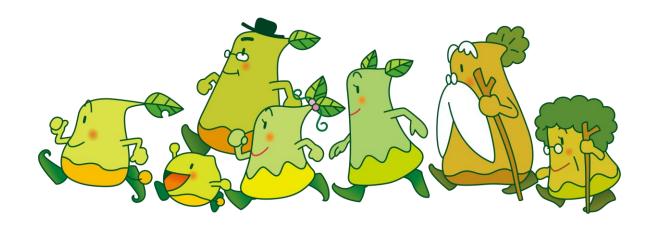
- 子どもの成長発達に合わせた健康診査を実施します。また、保護者の子育てに関する 意向に沿った支援ができるよう、健康診査の機会を活用した保護者の意思確認ができ る体制づくりに努めます。
- 乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実に 努めます。
- 生活習慣病やがん等の疾病の早期発見と慢性化を予防するため、特定健康診査や各種がん検診等の健康診査体制の充実に努めます。また、各種団体と連携し、健(検)診の受診率向上に向けた啓発に取り組みます。
- 医師会、愛育委員・食育推進ボランティア等の地域の健康づくり組織、関係機関等と連携し、心身の健康づくりを進め、健康寿命の延伸に努めます。

③ 地域医療の推進

- 県や関係団体等と協力しながら、保健・医療・福祉、主に医療と介護の連携、多職種が 連携した在宅医療など医療体制の確保・充実を図るとともに、保健・医療従事者及び 福祉従事者の確保に努めます。
- 今後の高齢化の進展や人口減少に対応していくため、市内の地域医療の維持及び福祉の向上を図っていく必要があります。岡山県保健医療計画の真庭保健医療圏の施策の方向性にも「看護職員の確保」と位置づけがあり、市としても看護人材の確保と定着の推進に取り組み、地域医療サービスの維持に努めます。

④ 他分野との連携による地域資源の発掘

- 地域団体・関係機関との連携のもと、見守り活動や地域住民の交流の場などの機会を 通じて、地域の中で様々な困りごとを抱える人の生活実態や支援ニーズの把握に努め ます。地域包括ケア会議や生活圏域ケア会議において、地域の課題の抽出や解決に向 けた支援に取り組みます。
- 複合的な課題を抱えた人や制度のすきまとなっている人へ適切な対応について協議が 行えるよう、個別ケース検討会議の場づくりを積極的に行います。
- 地域の活性化を目指し、産業や農林水産、防災・防犯、社会教育、多文化共生などの分野と福祉分野との協働のもと、新たな地域資源の発掘・創出に取り組みます。



(2)権利擁護・虐待[※]防止等の推進

■▷ 今後の方向性 **■**▷

高齢者や障がいのある人が安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活の 状況を踏まえた、権利擁護の支援を充実していくことが必要です。また、家庭や施設にお ける高齢者・障がいのある人・児童等への虐待やDV*(ドメスティックバイオレンス) が問題となっています。

本市では、令和5年(2023年)4月から成年後見制度の利用促進を行う拠点として「まにわ権利擁護ステーション」*を設置し、様々な専門職が連携して権利擁護の支援を行える体制づくりに取り組んでいます。

今後は、支援を必要とする人が日常生活自立支援事業*や成年後見制度*等を適切に利用できるよう支援を行うとともに、虐待や DV 等の問題については、背景に様々な要因からなる複合的課題があるケースも多いことから、関係機関との連携のもと、早期発見・予防及び包括的な支援に取り組みます。

■▷ 自助・互助・共助の目指す取組 **■**▷

主体

取組の内容

個人•隣近所

(自助・互助)

- ◆福祉サービス等の利用にあたって、判断能力に不安がある人は、日常 生活自立支援事業や成年後見制度等を必要に応じて活用します
- ◆地域で虐待やDVの様子に気がついたときは、行政や学校、警察、児 童相談所等に知らせます

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆市内で行われている権利擁護事業について知り、支援を必要とする人 に紹介します
- ◆地域の集まりや地域活動の中で、高齢者や障がいのある人、子どもに 対する虐待問題について学ぶ機会をつくります
- ◆見守り活動等の中で虐待やDVの様子に気がついたときは、行政や学校、警察、児童相談所等に知らせます

社会福祉協議会

- ◆日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・利用促進を図ります
- ◆子どもを守る地域ネットワークによる、要保護児童の早期発見と適切 な保護に取り組みます
- ◆成年後見制度の担い手として法人後見事業を推進します

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 権利擁護の推進

- 認知症や障がいがあることによって判断能力に不安のある人の権利擁護を図る「成年後見制度」について、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度を必要とする人が適切に利用できる体制の充実を図ります。
- 真庭市消費生活センターによる消費生活相談の周知を図るとともに、消費者被害の防止に向けた周知・啓発を図ります。
- 社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業について周知と利用促進を図り、判断能力が十分でない方の権利や利益を保護し、地域での自立した生活を支援します。

② 虐待・DV等防止の取組の強化

- 虐待やDVへの対応や防止に迅速に対応するため、関係機関との連携を強化するとと もに相談窓口の充実及びスキルアップを図ります。
- 虐待やDV等の防止について市民の理解を深めるため、広報や研修会の開催などによる情報提供を行います。
- 市民に対して、高齢者や障がいのある人、子ども等への虐待を発見した場合はすみやかに市町村に通報する義務があることの周知徹底に努め、早期発見のための意識啓発や、適切な支援を行うための知識・理解に向けた啓発を行います。
- 真庭市要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)や地域包括支援 センターの支援体制を強化し、関係機関と連携しながら子ども、障がいのある人、高 齢者などといった対象者への支援や解決を図ります。
- 施設内で施設職員による虐待の事実が明らかになった場合は、施設に対し、再発防止 を図るよう改善に向けた支援や指導等、適時・適切な対応等に取り組みます。
- 「こども家庭センター」を設置し、児童虐待のリスクの早期発見・低減を推進します。

③ 人権啓発の推進

- 人権をテーマにした講演会の開催や啓発冊子の作成等を通じて、広く市民に人権啓発を行います。また、生活総合相談窓口をはじめとする相談窓口において人権に関する相談に対応するとともに、隣保館や人権擁護委員による人権相談会の開催など、人権等に関する身近な相談の場の充実に努めます。
- 真庭市パートナーシップ宣誓制度など、性的マイノリティ*や事実婚といった生き方の 多様性を公に認め、当事者の生活上の困難や生きづらさの軽減を図ることを目的とし た市民への理解促進を行います。

(3) ひとにやさしいまちづくりの推進

■▷ 今後の方向性 **■**▷

高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、すべての市民が家庭や地域の中で、その人らしい充実した生活を安心して送ることが望まれます。そのために、互いに支えあい、ともに生きる社会福祉の実現と、社会参加ができるよう、すべての人にとって、公共施設や交通機関、道路環境等が利用しやすい環境で整っていることが大切です。

本市では、合理的配慮を考慮した公共施設の整備や、バリアフリー*設備の適切な利用に関する周知・啓発などに取り組んできました。また、外出・移動手段に関する支援ニーズが高まるなかで、コミュニティバス「まにわくん」の運行体系見直しや、その他の交通機関との連携による利便性の向上を図っています。

誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、今後も引き続き、公共施設や民間施設、交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化について整備や働きかけを進めます。また、外出・移動手段として、民間事業者のノウハウ活用や住民の共助など多様な手法を組み合わせることにより、地域の特性や市民ニーズに合った交通手段の環境整備を図ります。

◆▷ 自助・互助・共助の目指す取組 **◆**▷

	`	
主体) (取組の内容

◆公共交通機関を利用します

- ◆隣近所や友人・知人で助け合います
- 個人・隣近所 ◆階段の段差や乗り物の乗降で困っ
 - ◆階段の段差や乗り物の乗降で困っている人がいたら、できる範囲で手助けし合います
 - ◆公共施設や交通機関の利用において不便に感じるところがあれば、自 治会等の地域団体に知らせます

地域の 組織や団体

(自助・互助)

(互助・共助)

- ◆地域内で公共施設や交通機関の利用において不便に感じるところに ついて情報を収集し、地域で話し合います
- ◆地域での支え合い・助け合いができる仕組みづくりに取り組みます

社会福祉協議会

- ◆地域から挙がるバリアフリー化等の要望について行政や関係機関と 情報共有を図ります
- ◆当事者をはじめ市民の交流や社会参加を促すため、たすけあい号*や 福祉車両の適正かつ有効な貸出を実施します
- ◆福祉移送サービス*により高齢者や障がいのある人などの日常の外出を支援します
- ◆地区社協やサロンで実施されている買い物支援の取組を継続します

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 合理的配慮、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- すべての人が安心して住み続けられる地域社会となるよう、合理的配慮、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進し、ノーマライゼーション*社会の実現を目指します。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、心のバリアフリーを推進することで様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深め、コミュニケーションをとり、支え合えるまちづくりを目指します。
- 公共施設について、すべての利用者にとって利用しやすい施設となるよう、「公共施設 再配置方針」に基づき、利便性の向上を図ります。
- 障がい者等用の駐車場やトイレなどについて、当事者やその介助者の適正な利用が妨げられることがないよう市民への周知・意識啓発を図ります。

② 地域交通の充実

- 外出・移動手段について、福祉活動団体等による移送支援の活用や、地域交通などの 地域の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援します。
- コミュニティバス「まにわくん」について、ノンステップバス(低床バス)などの車両の導入を進めます。
- コミュニティバス「まにわくん」について、市民ニーズ(要望)を踏まえた運行体系の 見直しを行います。
- AI オンデマンド配車システムを利用した乗り合い交通である「チョイソコまにわ」* について、利用しやすい体制整備と維持可能な運行に向けて支援します。
- 様々な交通との接続向上を図るため、民間バスやJRなどの公共交通機関に働きかけていきます。
- 子ども、障がいのある人、高齢者、妊婦などに配慮した誰にでも利用しやすい車両等 の整備を検討します。
- JR、バス・タクシー事業者などの旅客運送事業者に対して、誰にでも利用しやすい 車両(ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)*など)な どの導入を働きかけていきます。
- 福祉車両の貸出や移送サービスなどの移動支援について、周知・利用促進を図ります。

(4)福祉サービスの充実

■▷ 今後の方向性 **■**▷

誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、本市で実施している支援・ 福祉サービスが必要とする市民に対して適切に提供され、地域生活に係る困りごとが軽 減・解消されるように体制づくりが必要です。

近年は高齢化の進展により、高齢者福祉を中心に福祉サービスのニーズが高まっており、より一層のサービスの充実が求められています。一方で、福祉人材の不足やサービスの質の向上が課題となっています。

こうしたなかで、多様化・複合化する地域の生活課題やニーズに的確に対応できるよう、業務効率化等による福祉人材の育成及び負担軽減、近隣市町村との連携による福祉サービスの充実等に取り組みます。また、各種福祉サービスについて必要とする人が円滑に利用できるよう周知・啓発を図ります。

◆▷ 自助・互助・共助の目指す取組 **◆**▷

主体

取組の内容

個人•隣近所

(自助・互助)

- ◆福祉サービスについてわからないことは問い合わせをし、納得して利用します
- ◆福祉の制度やサービスについて、周りの人と情報を共有します
- ◆福祉サービスを提供する人や事業所について問題を感じた場合は行 政や関係機関へ情報発信します

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆広報紙や回覧板を活用し、福祉の制度やサービスの情報を発信します
- ◆福祉の制度やサービスの利用が必要と考えられる人について相談や 話し合いを通じて利用につなげます
- ◆地域における福祉サービスの提供量や質について状況を把握し、サービスの充実等について行政や関係機関へ情報発信します

社会福祉協議会

- ◆介護サービス・障害福祉サービスの充実を図るとともに、研修会等へ 参加し質の高いサービスを提供します
- ◆公的制度のすきまとなる福祉課題に対する支援・サービスを検討します
- ◆福祉サービスの利用について住民からの苦情相談があった場合、行政 や関係機関との連携による解決に向けた適切な対応に取り組みます

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 福祉サービスの充実

- 高齢者や障がいのある人、子どもとその保護者など、福祉サービスを必要とする人が 適切にサービスを利用できるよう、各福祉分野計画に基づき介護保険サービスや障が い福祉サービス、子育て支援サービスの提供体制の確保と充実に取り組みます。
- 市民が各福祉制度の状況や福祉サービスの内容等に関する情報を効率的に得られ、利用できるよう、広報紙やホームページ、SNS 等多様な情報媒体を通じて情報提供を行います。情報提供にあたっては、利用者目線に立ったわかりやすい情報発信に努めます。
- サービス従事者の技能や知識の向上のための研修機会の充実に取り組みます。
- 福祉サービスの提供に係る関係機関やサービス提供事業者との連携のもと、福祉サービスに対する苦情や意見を把握し解決へと結びつける仕組みづくりを進めます。

② 人材の確保

- 医療・福祉の仕事について広く周知を図り、関係機関等と連携した求人情報・職情報の発信を行い、医療・福祉に関わる人材の確保を目指し、地域医療・福祉サービスの維持に努めます。
- 学校等での福祉に関する学習を通じて医療・福祉の仕事の重要性や魅力を学び、自らの生き方を重ねて考える人材の育成を図ります。

③ 共生型サービスの推進

- 必要な支援へと結びついていない人や制度のすきまとなる人への効果的な対応ができるよう、保健・医療・福祉の連携と調整を図るケア会議の充実に努めるとともに、庁内関係課との連携強化を図ります。
- 高齢者、障がい児者等の分野でわかれていたサービスを、同一の事業所で総合的に提供する「共生型サービス」について、社会福祉事業者等へ情報提供するなど、整備の働きかけに努めます。

(5) 地域福祉の情報提供の充実

■▷ 今後の方向性 **■**▷

情報化社会の進展に伴い、市民一人ひとりの年代や世帯構成、生活スタイルによって様々な情報媒体が活用されています。一方、福祉に関する情報を入手できていない人は約半数となっており、特に若い世代において十分に情報が届いていないことが課題となっています。

今後は、広報紙や町内会回覧板等による従来の情報媒体のほか、インターネットや SNS などの媒体も活用し、年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが情報を得やすい環 境づくりに取り組みます。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ◀▷

主体

取組の内容

個人 · 隣近所

(自助・互助)

- ◆広報紙や回覧板などから福祉の制度やサービスの知識を身につけます。
- ◆講演会や研修会などの福祉に関する学びの場に参加します
- ◆福祉の制度やサービスについて、周りの人と情報を共有します

地域の 組織や団体

(互助・共助)

- ◆広報紙や回覧板などを活用し、福祉の制度やサービスの情報を発信します
- ◆自らの組織や団体の取組について情報を発信します
- ◆福祉の制度やサービスに関して必要だと思う情報について、行政や関係機関に積極的な発信を求めます

社会福祉協議会

- ◆社協だよりや真庭いきいきテレビ、告知放送*等を活用し、社会福祉協議会の役割や活動内容、福祉の支援情報について周知します
- ◆ホームページやパンフレットなどの更新・活用による、誰もがわかり やすい情報を提供します



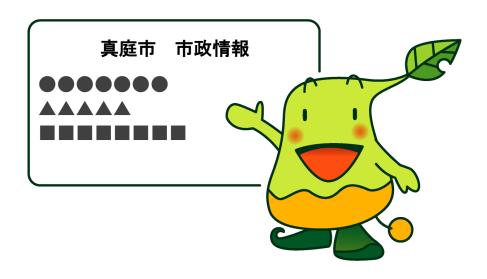
▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

① 地域福祉に関わる情報発信

- 広報紙や各種パンフレット、ホームページ、真庭いきいきテレビ、ICT*等を活用し、 地域福祉に関する考え方や地域で行われている福祉活動について周知・啓発を図りま す。また、デジタルや SNS の活用等により、若い世代を含めあらゆる世代への周知・ 啓発に努めます。
- 情報の発信にあたっては、障がいがあることによって情報格差が生じないよう、様々 な障がい特性に配慮した情報提供の充実に取り組みます。

② 様々な機会における情報発信の充実

- 真庭地域ふれあいスポーツフェスティバルや社会福祉協議会が実施する真庭市社会福祉大会や住民座談会、また、地域の文化祭などの機会を活用し、福祉活動の紹介や活動への参加の呼びかけ等に取り組みます。
- 地域団体や真庭市ボランティア市民活動センター(社会福祉協議会)との連携により、 地域活動の事例発表、パネル展示等を実施し、広く市民に対して啓発活動を行います。



(6) 再犯防止の推進(真庭市再犯防止推進計画)

■▷ 今後の方向性 **■**▷

全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向で推移している一方で、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向にあります。再犯者の中には、生活困窮や障がい、複合的な課題を抱え福祉的な支援を必要としている人も多くいます。また、犯罪や非行をした人は出所後においても地域や社会とのつながりがなく、孤立してしまったり、就労先や住まいがなく生活が成り立たないことが再犯の要因の一つとなっていることから、地域全体で社会復帰に向けて支援していくことが重要です。

アンケート調査では、再犯防止の取組に協力したいと思う割合は4割程度となっています。再犯防止の推進にあたっては、保護司や更生保護女性会等地域で活動する民間協力者への地域住民の理解・協力が不可欠であることから、活動の周知や意識啓発に取り組むことが求められます。また、保護司会からは協力雇用主の減少や担い手不足が課題という声が挙がっており、事業者等への意識啓発や、保護司への支援、担い手育成に取り組むことが重要です。

今後は地域共生社会の実現に向けて、過去に罪を犯してしまった人等が地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、再犯防止を所管する法務省をはじめ関係機関や民間団体等との連携のもと支援を進めます。なお、本項は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「真庭市再犯防止推進計画」として位置づけます。

■▷ 自助・互助・共助の目指す取組 **■**▷

主体

取組の内容

個人•隣近所

取り組みます ◆保護司や更生保護女性会の行う再犯防止の活動について知り、協力します

◆青少年の健全育成に協力し、児童・生徒の非行防止や家庭教育などに

ョン、 1942年171 (自助・互助)

◆通学路の見守りや子どもの安全を守る活動などに参加します

◆暴力団や犯罪グループ等からの脱却を目指す人が身近にいたら、相談 にのるとともに、公的な相談支援機関に連絡・相談します

地域の 組織や団体 (互助・共助)

◆いじめや虐待、ひきこもりなどの児童・生徒に対する対応を学び、地域全体で課題の解決に向けた見守りや支援に取り組みます

- ◆各種事業所において、軽度犯罪者や障がい者などの雇用にできる限り配 慮し、各種支援制度等を活用しながら、継続的な雇用を目指します
- ◆社会を明るくする運動*を通じて再犯防止の目的を理解し、刑務所を 出所した人等の円滑な社会復帰に協力します

社会福祉協議会

(互助・共助)

- ◆再犯防止活動を行う民間団体やボランティアなどを支援します
- ◆働ける状況であっても経済的に困窮している人に対し、ハローワーク 等と連携した一体的な就労支援を実施します
- ◆非行少年と地域社会とのつながり回復に努め、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の推進に取り組みます
- ◆日常生活に課題のある子どもや世帯に対し、見守りや地縁団体等による支援を、包括的に実施します

▲▽ 市 (公助) の目指す取組 ▲▽

基本目標1 働く場や住まいの確保

①就労・職場定着に向けた支援の充実及び企業等への理解促進と取り組み支援

- 国・県などの関係機関・団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援を行います。
- 刑務所を出所した人等が安定した職を得てそこに定着するために、本人の意向や適性などを踏まえた支援を推進します。また、必要に応じて高齢者や女性の就職支援等を行う専門機関を活用しながら、刑務所を出所した人の求職中の就労支援を行います。
- ハローワークと連携し、職業能力開発施設等において、求職者が就職に必要な技術、 知識等を習得するための職業訓練を支援します。
- 市及び社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援機関)において、個別の状況に応じ、 ハローワーク等と連携した就労支援を実施します。
- 事業主に対し、協力雇用主制度の紹介を行うこと等により、過去に罪を犯してしまった人等の雇用に対する理解促進を図ります。
- 事業者等に対して国の奨励金やトライアル雇用等の制度を周知し、過去に罪を犯して しまった人等の雇用に対する不安の軽減を図ります。
- 協力雇用主をはじめ、事業者による過去に罪を犯してしまった人等の職業体験や雇用などの更生保護活動を支援します。

②住まいの確保

● 住宅確保要配慮者*の住居の確保を進めるため、公営住宅に入居しやすい体制づくりや 住宅セーフティネット制度*を活用した支援に努めます。

③保健・医療・福祉の適切な利用支援

- 過去に罪を犯してしまった高齢者または障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、刑事司法関係機関や市、社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援機関)などの各関係機関が連携して、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう取り組みを進めます。
- 犯罪をした人等のうち依存症者やその疑いがある人の相談・支援にあたっては、国・ 県や、依存症専門医療機関、依存からの回復に向けた支援活動を行う自助グループ等 の各関係機関と連携し、支援の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会の職員をはじめとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る情報提供を行い、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう努めます。

④青少年の健全育成及び非行の防止

- 中学生に対して犯罪や非行のない地域社会づくりへの意識醸成を図るため、社会を明るくする運動作文コンテストを通じて、運動の紹介や作文の応募支援を行います。
- 県や市の青少年健全育成の運動等と連携し、児童生徒の非行防止を支援・推進します。
- スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*の活用により、学校生活や養育、家庭状況等様々な悩みを抱える子どもやその家族、教職員等に対する相談支援や情報提供等の支援を行います。
- 学校に在籍している保護観察対象の人について、保護観察所、保護司等の更生保護関係者と、学校関係者が連携して立ち直りを支援します。

⑤民間協力者の活動促進と広報・啓発の推進

- 犯罪や非行等をした人の立ち直りを支える民間協力者を支援し、更生保護活動が活発になるように努めます。
- 保護司会等関係団体と連携し、民間協力者の確保・育成に努めます。また、民間協力者が活動しやすくなるよう支援について検討を進めます。
- 福祉・教育関係者への理解促進として、福祉職員や教職員への研修会・講座等の開催、 関係資料の普及等を通じて、矯正施設を出所した人や犯罪被害者等の人権について正 しい理解と共生の理念、人権意識の醸成を図ります。
- 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生に関する市民の理解を促進するため、"社会を明るくする運動"や再犯防止啓発月間を通じて、市内のスーパー等で広報・ 啓発活動を実施します。

第5章 地域福祉計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野のみならず産業や農林水産、防犯・防災、社会教育、 多文化共生など多くの生活分野が横断的に連携し、困りごとを抱える地域住民への包括的支援体制の確保や地域そのものの活性化を図っていくことが重要です。

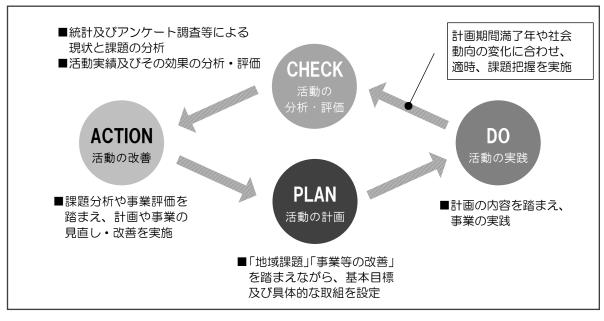
そのため、庁内関係各課における横断的な連携体制の確保を目指すとともに、専門職や専門機関との連携・協働体制を図り、計画の効果的な推進を目指します。

第2節 CAPDサイクルによる点検・評価

計画の円滑な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、はじめに現状分析と評価(Check)を行い、現行施策の見直し改善(Action)を図り、目標を定め具体的な事業を立案(Plan)し、実践(Do)する、「CAP Dサイクル」体制により、有効性・効率性の高い施策実施を目指します。

点検・評価体制としては、「真庭市地域福祉計画等策定委員会」に進捗状況の点検や課題の 分析をする役割を果たしていただき、着実に推進していきます。

■CAPDサイクルのプロセスのイメージ



第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

(1)計画の策定意義

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人にとって最適な「成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)」を選び、成年後見人等が財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などの福祉サービスや施設への入所に関する契約を結ぶなど、法律的な支援を提供する制度です。

人口減少や少子高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加といった社会背景の中で、財産管理や日常生活において困難を抱える市民への権利擁護支援の必要性が高まっています。しかしながら、全国的に見ても、権利擁護支援としての成年後見制度の利用は十分とは言えず、制度の周知を含め、制度の利用促進の取組が求められています。

このような状況下で、国はノーマライゼーション*、自己決定権の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念を尊重した制度利用を促進するため「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年(2016年)4月に公布し、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年(2017年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、令和4年(2022年)3月に新たな基本計画として「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。同計画では、市町村の役割として地域連携ネットワークの構築・中核機関*の設置及び運営・市町村長による後見開始等の申立や成年後見制度利用支援事業*の適切な実施等、成年後見制度利用促進のための取組の推進等が明記されており、これを受けて真庭市では令和5年度に中核機関(「まにわ権利擁護ステーション」)を設置しました。

真庭市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようになることを目指して、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を策定することとします。

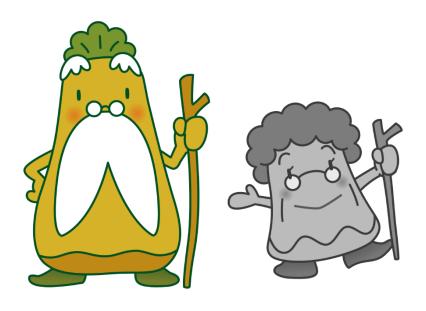
(2)計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。)第 23 条第 1 項において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村計画」という。)を定めるよう努めることとされています。この計画は「促進法」における「市町村計画」として位置づけられるものです。

本計画は、市の福祉分野における上位計画である「真庭市地域福祉計画」と連動した計画とし、「第9期真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「真庭市障がい者福祉計画(第4期)・真庭市障がい福祉計画(第7期)・真庭市障がい児福祉計画(第3期)」その他関連する計画と整合性を図っています。

(3)計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間としますが、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間が令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間となっていることから、国等の動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。



第2節 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や障がいなどの理由で物事を判断する能力が十分でないことによって、財産を侵害されたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、家庭 裁判所から選任された支援者(成年後見人等)により、法律的な支援を提供する制度です。

成年後見制度は大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの種類があります。

(1) 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所によって 成年後見人等が選任されます。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの 類型があります。

	後見	保佐	補助	
対象となる方	日常生活で、判断能力が	日常生活で、判断能力が著	日常生活で、判断能力が不十	
対象になる方	ほとんどない人	しく不十分な人	分な人	
代理権	本人の財産に関するすべ	本人の同意を得た上で、家	本人の同意を得た上で、家庭	
1 V 连惟	ての法律行為	庭裁判所が定めた法律行為	裁判所が定めた法律行為	
	日常生活に関する行為以	日常生活に関する行為以	日常生活に関する行為以外	
同意権・取消権	外のすべての法律行為	外の法律上定められた重	の、本人の同意を得た上で家	
	(取消権のみ)	要な法律行為	庭裁判所が定めた法律行為	

代理権・・・成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行える権限です。

同意権···本人が契約など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限です。

取消権・・・成年後見人等の同意がないまま本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限です。

(2) 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。本人の判断力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

(3) 成年後見人等の職務

成年後見人等の職務には、大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。

	●本人の生活を維持するための手続きや療養看護に関する契約などの事務			
身上保護	(具体例)			
	・福祉サービスの契約			
	• 施設入所の契約			
	・定期的な本人の生活の様子の把握 など			
	●本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作り、本人の財産が保た			
	れるよう管理するための事務			
D 文	(具体例)			
財産管理 	• 預貯金通帳や保険証券などの管理			
	・年金や保険金などの収入の受け取り			
	・本人に必要な経費の支払 など			



第3節 成年後見制度の利用に関する現状

(1) 成年後見制度の利用状況

岡山家庭裁判所の資料によると、令和5年(2023年)1月4日時点の本市における成年 後見制度の利用者は156人となっています。

これを類型別に見ると、後見が最も多く94人、保佐36人、補助26人となっています。

法定後見	任意後見			
法定後見合計	後見	保佐	補助	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
156人	94人	36人	26人	0人
19人	13人	4人	2人	0人

※親族後見人の数値は、監督人が選任されておらず、親族のみが成年後見人等に選任されている件数です。

資料:岡山家庭裁判所 市町村別管理継続事件数(令和5年1月4日時点)

(2) 市長申立て件数

市長申立て件数は、令和2年度以降増加傾向にあり、近年では障がい者の市長申立て件数が増えてきています。

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)
高齢者	2件	3件	6件	5件	5件
障がい者	〇件	〇件	2件	1件	3件

資料:高齢者支援課(各年3月末時点)

(3) 成年後見制度利用支援事業 助成件数

真庭市では、「真庭市成年後見制度利用支援事業実施規程」に基づき、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、後見開始等の申立てにかかる費用及び成年後見人等への報酬の助成を行う事業を実施しています。

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
		(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)
	報酬助成	15件	12件	9件	11件	10件
高齢者	申立費用 助成	1 件	〇件	1 件	1 件	2件
	報酬助成	9件	7件	7件	8件	12件
障がい者	申立費用 助成	〇件	〇件	〇件	1 件	1 件
計		25 件	19件	17件	21件	25件

資料:高齢者支援課(各年3月末時点)

第4節 成年後見制度に関する真庭市の取組

(1) 施策の体系

本計画では、地域福祉計画の基本理念のもとに、目指すべき3つの「基本目標」を設定し、 それぞれの基本目標を実現するため、9つの「施策」を設定しています。

116	基本目標	施策			
地域福祉計画の基本理念]	基本目標1	①成年後見制度及び任意後見制度の周知・ 啓発			
	権利擁護支援が必要な方が 安心して暮らすことができる 基盤の整備	②市長申立ての適切な実施 ③成年後見制度利用支援事業の実施			
こ 共に支え合う	基本目標2	①相談窓口の周知・早期対応			
	本人らしい生活を 継続するための 包括的支援体制の整備	②成年後見人等への支援・受任調整 ③権利擁護支援の担い手の確保・育成			
まちづくり	基本目標3	①真庭市権利擁護推進協議会の運営を通じ た関係機関との連携強化			
	権利擁護支援の 地域連携ネットワークの構築	②法人後見実施団体との連携強化 ③家庭裁判所との連携			

(2) 基本目標と具体的な施策

基本目標1 権利擁護支援が必要な方が安心して暮らすことができる基盤の 整備

成年後見制度の認知度はまだまだ低いため、制度について正しい知識を市民や支援者が持つことが出来るよう、制度の周知を図ることが必要です。成年後見制度が「尊厳のある本人らしい生活」を維持するための支援のひとつであることを理解し、権利擁護支援を行う上で重要な視点である「意思決定支援」の考え方を地域に浸透させることを目指して普及啓発に取り組んでいきます。

また、制度の普及啓発と併せて、市長申立ての実施や申立て手続支援、申立費用や成年後 見人等報酬の助成を行うことにより、制度の円滑な利用の促進と安心して制度利用ができる 基盤づくりを行っていきます。

①成年後見制度及び任意後見制度の周知・啓発

● 市民アンケート調査では、52.6%の方が成年後見制度の内容を知らないと回答していることから、成年後見制度の仕組みや活用方法、相談窓口など、具体的に分かりやすく説明する機会を作ることが必要です。ポスター、パンフレットの作成・配布、研修会や地域での出前講座などによる市民への広報啓発活動に取り組みます。また、任意後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度の周知に併せて任意後見制度の周知・啓発に取り組みます。

②市長申立ての適切な実施

● 本人または親族による成年後見制度の申立てが期待できない状況の方であっても、成年後見制度を利用することにより、必要な福祉サービスの利用や財産管理などの支援を受けることができるよう、市長による後見開始等の申立てを行い本人の権利擁護支援を図ります。

③成年後見制度利用支援事業の実施

● 成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対し、申立費用の助成及び成年後見人等報酬の助成を実施し、安心して制度利用ができるよう支援します。また、必要に応じて助成対象者や助成要件等の見直しを検討していきます。

基本目標2 本人らしい生活を継続するための包括的支援体制の整備

成年後見制度の利用促進を図るためには、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度運用や支援体制の整備が必要です。権利擁護支援のニーズを繋げるための相談窓口の周知、本人のニーズに沿った支援ができる成年後見人等の受任調整、幅広い権利擁護支援を行っための人材育成などに取り組んでいきます。

また、成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見活動を行うことができるよう支援するとともに、成年後見人等が孤立することなく権利擁護支援チームの一員として支援できるよう、包括的な支援体制を整備します。

①相談窓口の周知・早期対応

● 権利擁護のニーズを早期に把握し、連携して必要な支援ができるよう、地域住民や医療福祉関係機関、民生児童委員等の地域の福祉関係者に対して相談窓口である「まにわ権利擁護ステーション」の周知を行います。併せて成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の理解促進に努め、成年後見制度を正しく理解している支援者による、本人の意思を尊重した支援を目指します。また、既存の相談機関と相互に連携しながら、本人の権利擁護課題を共有し、重層的な支援体制を構築します。

②成年後見人等への支援・受任調整

● 市民アンケート調査では、63.4%の方が親族が後見受任者になることを希望していることから、親族後見に関する支援が必要となります。本人にとって身近な親族による寄り添った支援が行われるよう、親族による後見等開始の申立てや後見人になった後のサポートに取り組みます。また、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による権利擁護支援検討会議を開催し、適切な成年後見人等の受任調整とケースに対する支援の検討を行うことにより、本人や家族が安心して生活することができる権利擁護支援体制を構築します。

③権利擁護支援の担い手の確保・育成

● 成年後見制度を必要とする方の増加が予測される中、親族がいても成年後見人等になることができないケースも含め、多様なニーズに対応することができるよう、市民後見人や法人後見の担い手の確保や育成、受任後も安心して後見業務を行うためのサポート体制を構築していきます。

基本目標3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

多様な権利擁護支援ニーズを早期発見し、早期支援を行うためには、司法、医療、福祉などの地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人や地域に対して包括的な支援を行うことができるよう、ネットワークが機能するための取組が必要です。

真庭市においては、中核機関である「まにわ権利擁護ステーション」を中心に、地域と様々な専門性を持った職種が連携する仕組みである権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進していきます。

①真庭市権利擁護推進協議会の運営を通じた関係機関との連携強化

● 中核機関である「まにわ権利擁護ステーション」の機能を順次整備しながら、真庭市権利擁護推進協議会を運営することにより、成年後見制度に関わる機関・団体との連携を図り、ネットワークの活用促進に努めます。また、消費生活相談対応においては、権利擁護支援関係機関との連携が重要であることから、真庭市権利擁護推進協議会は消費者安全法に規定される消費者安全確保地域協議会も併せて実施することとします。

②法人後見実施団体との連携強化

● 市内で法人後見業務を担う実施団体と定期的に意見交換を行い、運営状況や運営上の課題を共有することで連携を図り、成年後見制度の利用促進の取組を効果的に推進していきます。また、法人後見の担い手の確保・育成など市民後見人の取組と併せて支援を行います。

③家庭裁判所との連携

● 成年後見制度をより安心かつ安全に利用することができるよう、制度の監督機能の役割を担う家庭裁判所と連携し、不正防止及び利用のしやすさに配慮した権利擁護支援体制を整備します。

第5節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、「まにわ権利擁護ステーション」を中心に、福祉課、高齢者支援課、くらし安全課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、専門職等との連携のもと、各施策を推進します。

また、実態に即した計画となるよう、真庭市権利擁護推進協議会に取組状況を報告し、意見交換を行いながら各事業を見直し、改善を図ります。

資料編

統計データからわかる真庭市の現状

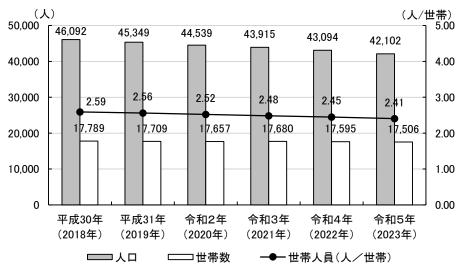
(1) 人口に関する状況

① 人口と世帯数

全国的な問題である人口減少社会の主な要因は出生率の低下と高齢人口の増加による ものとなっていますが、本市においても人口及び世帯数は減少傾向・核家族化傾向で推移 しており、令和5年(2023年)の人口は42,102人、世帯数は17,506世帯、世帯人 員は2.41人となっています。

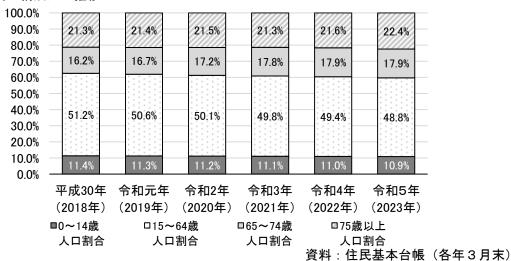
年齢4区分別の構成比の推移をみると、前期高齢者及び後期高齢者の割合は増加傾向に あり、少子高齢化の進行がみられます。

■人口及び世帯数の推移



資料:住民基本台帳(各年3月末)

■年齢4区分別の構成比の推移

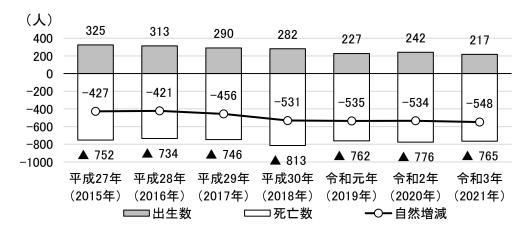


② 出生・死亡の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、令和元年以降は概ね 200 人~250 人程度で推移しています。一方、死亡数は 750 人~800 人程度で推移しており、死亡数の方が多い状況となっています。

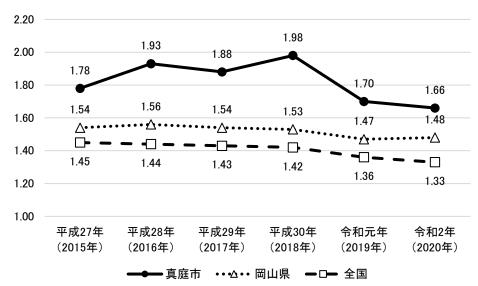
合計特殊出生率の推移をみると、本市は全国・岡山県と比べて高い水準で推移しており、 令和2年(2020年)では 1.66 人となっています。

■出生・死亡数の推移



資料:岡山県 衛生統計年報

■合計特殊出生率の推移



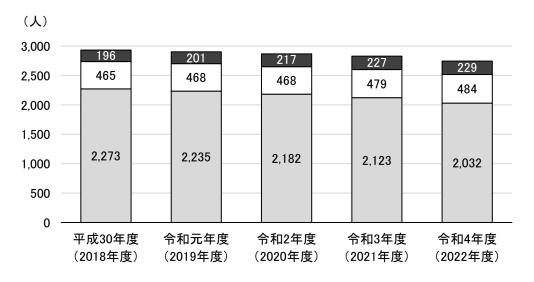
資料:岡山県 衛生統計年報

(2) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しており、令和4年度(2022 年度)では2,032人となっています。一方、療育手帳所持者は484人、精神障害者保健福祉手帳所持者は229人で増加傾向となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

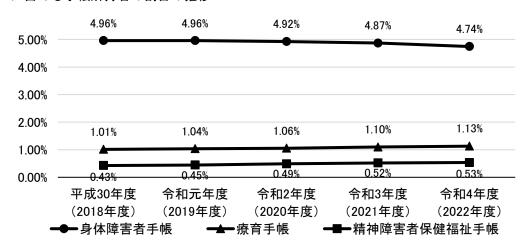
■各障害者手帳所持者数の推移



□身体障害者手帳 □療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳

資料:福祉課 各年3月31日

■人口に占める手帳所持者の割合の推移



資料:福祉課

② 各手帳所持者の等級の状況

令和4年度(2022年度)の各手帳所持者を等級別にみると、身体障害者手帳では、1級が30.1%で最も多く、2級も含めると44.0%を占め、重度の人が多い状況となっています。

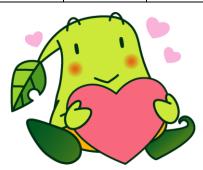
療育手帳では、A判定の人の微減に対しB判定の人は増加で推移しており、約3割がA 判定、約7割がB判定となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、2級の人が7割台を占めて高くなっています。

■各手帳所持者数(等級別)及び構成比の推移

単位:人(%)

		大の情報にの記り				
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)
	1級	671	658	650	638	611
		(29.5)	(29.4)	(29.8)	(30.1)	(30.1)
	2級	333	326	310	293	283
		(14.7)	(14.6)	(14.2)	(13.8)	(13.9)
	3級	337	339	338	334	330
		(14.8)	(15.2)	(15.5)	(15.7)	(16.2)
身体障害者手帳	4級	570	553	534	516	497
	4 拟	(25.1)	(24.7)	(24.5)	(24.3)	(24.5)
	5級	160	156	150	145	128
	S NIX	(7.0)	(7.0)	(6.9)	(6.8)	(6.3)
	6級	202	203	200	197	183
		(8.9)	(9.1)	(9.2)	(9.3)	(9.0)
	計	2,273	2,235	2,182	2,123	2,032
	A判定	137	137	138	138	138
		(29.5)	(29.3)	(29.5)	(28.8)	(28.5)
療育手帳	B判定	328	331	330	341	346
		(70.5)	(70.7)	(70.5)	(71.2)	(71.5)
	計	465	468	468	479	484
	1級	19	20	17	16	14
		(9.7)	(10.0)	(7.8)	(7.0)	(6.1)
/生地/产宝 <i>老/</i> □//=	2級	141	145	158	167	167
精神障害者保健 福祉手帳		(71.9)	(72.1)	(72.8)	(73.6)	(72.9)
全国人工工 中区	3級	36	36	42	44	48
		(18.4)	(17.9)	(19.4)	(19.4)	(21.0)
	計	196	201	217	227	229



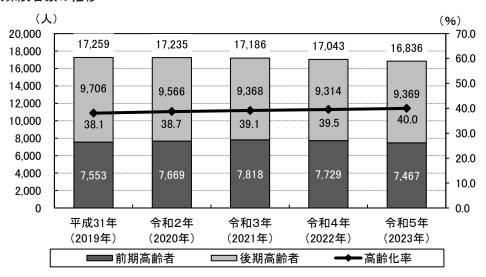
(3)介護保険の状況

① 要介護認定者の状況

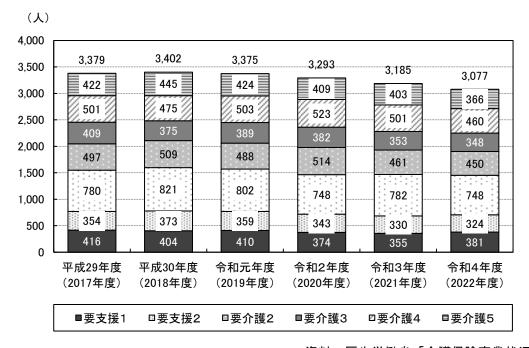
第1号被保険者数は年々減少傾向で推移しており、令和5年(2023年)3月末時点で 16,836人となっています。

要介護認定者数も同様に年々減少傾向で推移しており、令和5年(2023年)3月末時点で3,077人となっています。要介護認定率は令和5年(2023年)3月末時点で18.3%となっており、全国(19.0%)、岡山県(20.9%)より低い水準となっています。

■第1号被保険者数の推移

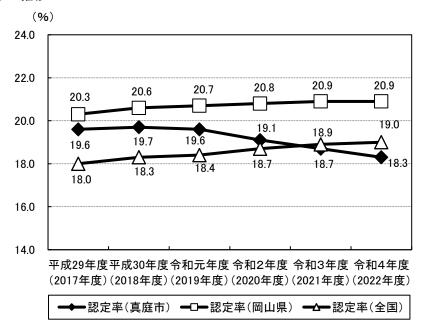


■要支援・要介護認定者数の推移



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

■要介護認定率の推移



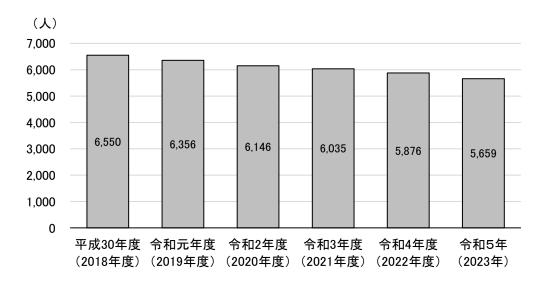
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(4) 子どもを取り巻く状況

① 児童数の状況

児童(18 歳未満)の数は減少傾向で推移しており、令和5年度(2023 年度)では、 5,659 人となっています。

■児童数の推移

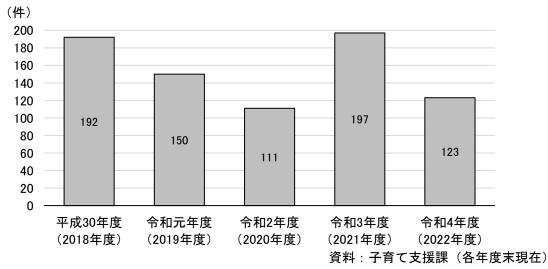


資料:住民基本台帳(各年3月末)

② 児童に関する相談の状況

平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)にかけて減少傾向で推移していましたが、令和3年度(2021年度)に増加し、令和4年度(2022年度)の相談件数は123件となっています。

■児童家庭相談件数の推移



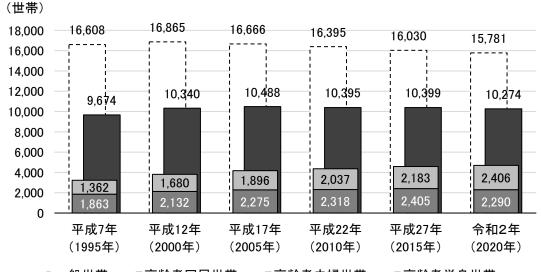
(5) 支援を要する世帯の状況

① 支援を要する世帯の状況

高齢者同居世帯は平成 17年(2005年)から微減に転じ、令和2年(2020年)では 10,274世帯と、一般世帯の6割強を占めています。高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯は 増加傾向で推移しており、令和2年(2020年)では合わせて 4,696世帯と、一般世帯の約3割を占めています。

ひとり親家庭の状況をみると、平成 27年(2015年)までは増加傾向で推移していましたが、令和2年(2020年)では減少に転じ、母子家庭・父子家庭を合わせて 181世帯となっています。

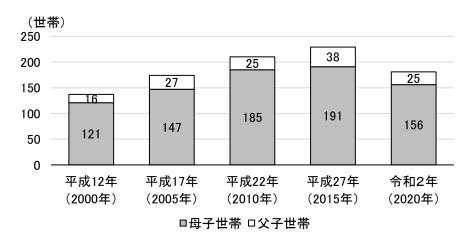
■高齢者世帯数の推移



□一般世帯 ■高齢者同居世帯 ■高齢者夫婦世帯 □高齢者単身世帯

資料:国勢調査

■ひとり親世帯(父子世帯・母子世帯)数の推移



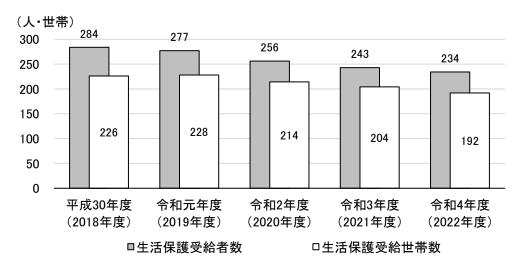
資料:国勢調査

② 生活保護受給世帯の状況

平成 30 年度(2018 年度)以降、生活保護受給者数及び受給世帯数は減少傾向で推移しており、令和4年度(2022 年度)では 192 世帯 234 人となっています。

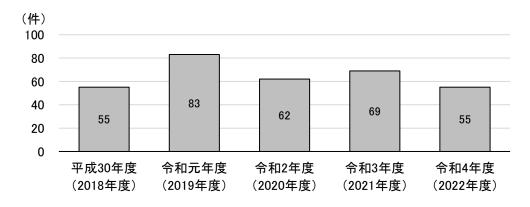
生活保護受給相談件数は平成 30 年度(2018 年度)以降増減を繰り返し、令和4年度(2022 年度)は55 件となっています。

■生活保護受給者数及び受給世帯数の推移



資料:福祉課 各年度末現在

■生活保護受給相談件数の推移



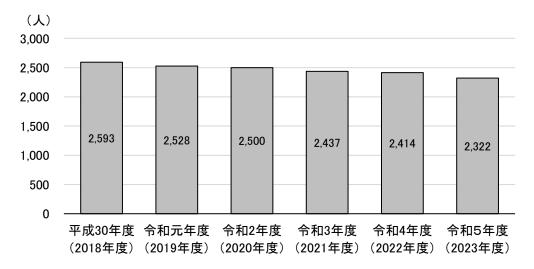
資料:福祉課 各年度末現在

(6)消防・防災活動の状況

真庭市の消防団員数は令和5年度(2023年度)で2.322人となっており、減少傾向 で推移しています。条例定員の2,650人(平成29年(2017年)9月定員改正)を割 り込んでいます。

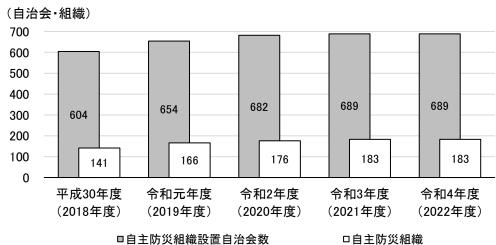
自主防災組織を設置している自治会は、令和4年度(2022年度)で689自治会と増 加傾向となっています。

■消防団員数の推移



資料:危機管理課 各年度4月1日現在

■自主防災組織設置自治会数の推移



資料:危機管理課 各年度末現在

国の制度・動向

(1) 各制度の変遷

年	高齢者施策	障がい者施策	子育て関係施策	生活保護 • 生活困窮者施策	社会福祉 • 地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標 を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置 付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998					社会福祉基礎構造改革
2000	介護保険法施行		新エンゼルプラン		・社会福祉サービスの利用 方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策 社会福祉事業法等改正
	ゴールドプラン 21				・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4 条に「地域福祉の推進」を 明記 ・地域福祉計画を位置付け ・利用者保護のための制度 の創設
2001			待機児童ゼロ作戦		O/Adax
2003		改正身体/知的障害者福祉法施行	次世代育成支援対策推進法		
		・支援費制度開始 「措置」から「契約」による 利用者制度の変更	子ども・子育て応援プラン		
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型 サービス・地域包括支援 センターの創設等	障害者自立支援法 ・3障害(身体・知的・精神) の一元化 ・利用者本位のサービス体 系に再編 ・就労支援の抜本的強化等		自立支援プログラム導入	
2006	高齢者医療確保法施行	バリアフリー新法施行	認定こども園法施行		
	・老人保健法より改正	_	・認定こども園の創設 ・幼保一元化の推進		
	・医療費の適正化、国民健康 保険加入者への健診実施、 後期高齢者医療制度の創設 等				
2007			改正児童福祉法施行 ・児童虐待防止対策の強化 等		
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの 推進 ・定期巡回・随時対応型訪問 介護看護・複合型サービ ス創設 ・総合事業の創設	障害者虐待防止法施行	子ども・子育て関連三法 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域		

年	高齢者施策	障がい者施策	子育て関係施策	生活保護・ 生活困窮者施策	社会福祉 • 地域福祉		
2013		障害者総合支援法施行 ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活 援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化			
2014	医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・ 強化 ・予防給付を地域支援事業 に移行		子供の貧困に関する大綱 ・子どもの貧困解消と将来 的な人材育成をベースに 「教育支援」「生活支援」 「就労支援」「経済的支 援」の主に 4 つの分野で 方針を提示				
2015	・新しい総合事業の創設 等		子ども・子育て支援支援制度施行・子ども・子育て関連三法に基づく制度の実施	生活困窮者自立支援法施行 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定	社会福祉法改正 · 社会福祉法人の地域貢献		
		新 <i>†</i>	とな福祉の提供ビジョ	ン			
2016		障害者差別解消法施行 ・行政機関及び事業者に対し、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を求める	母子保健法改正 ・子育で世代包括支援セン ター [※] の法定化		成年後見制度利用促進法施行 ・成年後見制度利用促進基 本計画の策定を市町村の 努力義務として規定		
	ニッポンー億総活躍プラン						
	│────────────────────────────────────						
					再犯防止推進法施行 ・再犯防止に関する施策について国及び地方公共団体の責務を明記		
2017					社会福祉法改正 ・ 市町村が包括的な支援体制づくりに努めることを規定 ・ 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定を努力義務として規定		
2018	改正介護保険法施行 ・自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化 ・介護医療院の創設 等	改正障害者総合支援法施行 ・障害者の望む地域生活の 支援 ・障がい児支援の拡充 等					
2019	認知症施策推進大綱 ・認知症の早期発見・早期介入 ・認知症に関する理解の促進 ・認知症の人や家族の支援 体制の充実 等		子供の貧困に関する大綱改正 ・子どもの将来だけでなく、現在の生活への支援について記載が追加 ・「子育てや貧困を家庭のみの責任としない」ことが明記				
2020	4		7) MG		社会福祉法改正 ・複数分野にまたがる複合的な課題の顕在化に対応するため、「重層的支援体制体制整備事業」を創設		

年	高齢者施策	障がい者施策	子育て関係施策	生活保護・	社会福祉•
	四個門一地大	P=13 0 □ 日/厄米	とこれに	生活困窮者施策	地域福祉
2021	改正介護保険法施行 ・複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築支援 ・医療・介護のデータ基盤の整備の推進 等	障害者差別解消法改正 ・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のあから民間事業者も対象に) 医療的ケア児支援法施行 ・子どもや家族が住んで適切となり援を受けられて適切とを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記	子育で支援法改正 ・子育で支援とンターの機能強化や、多様な子育で支援サービスの拡充 ・子育で支援センターの機能強化や、多様な子育で支援サービスの拡充	生活困窮者自立支援法改正 ・支援対象の拡大及び支援 の強化、関係機関の連携 強化 等	
2022		障害者総合支援法改正 ・障害者の地域生活の支援の強化 ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の促進 でという。 ・ では、	児童福祉法改正 ・子育で世帯に対する包括 的な支援のための体制 強化等		
2023	認知症基本法 成立 ・共生社会の実現に向けて、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って表彰のないの。 対理を対象を対すことが、対象を対して、 対理を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	১)	・子ども基本法施行 ・子どもの権利の保障 ・こども大綱の策定 ・国及び地方公共団体に子どもの意見の反映を求める 等 こどもと家庭庁創設 ・こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を目指す ・こ当もの視点及び子育て反映することを理念とする		孤独孤立対策推進法成立 ・内閣府における孤独・孤立対策推進本部の設置と重点計画の作成 ・地方公共団体におけるう孤独・孤立対策地域協議会設置の努力義務

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」は、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を指します。地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。

■「地域共生社会」のイメージ



■「地域共生社会」の実現に向けた、市町村における包括的支援体制(重層的支援体制整備事業)のイメージ

①包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・複雑化、複合化した課題について適切に連携する

地域と連携した アウトリーチの 実施

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- •支援が届いていない人に支援を届ける
- ・会議や関係機関の連携で潜在的相談者 を見つける
- ・当事者との信頼関係構築に向けた支援に力点を置く









⑤多機関協働事業

- ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う
- 支援関係機関の役割分担を図る

情報を共有しながら 潜在的なニーズを発掘





地域における参加支援の

受け皿確保に取り組む







して、適切な 参加支援事業 につなげる

相談支援を通



- ・世代や属性を超えて交流できる場や居 場所の整備
- ・交流,参加,学びの機会を生み出す活動や人のコーディネート
- ・地域のプラットフォームの形成や地域 活動活性化

②参加支援事業

- ・定着支援と受け入れ先支援を通した社 会参加支援
- 利用者ニーズを踏まえたマッチングや プラン検討

真庭市地域福祉計画等策定委員会設置規程

(設置)

第1条 真庭市地域福祉計画及び真庭市障がい者計画・障がい福祉計画(障がい児福祉計画)(以下「地域福祉計画等」という。)の策定に当たり、地域福祉と障害者に関することについて総合的な計画の検討及び推進を図るため、真庭市地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告 するものとする。
 - (1) 地域福祉計画等の策定に関すること。
 - (2) 地域福祉計画等におけるその計画的事業推進に関すること。
 - (3) 社会環境、住民ニーズの変化等に伴う地域福祉計画等の見直し・評価に関すること。
 - (4) その他地域福祉計画等の事業推進に関する保健、福祉、教育等の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 行政関係者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 障害者団体関係者
 - (4) 福祉関係者
 - (5) 学識経験者
 - (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、その職にあることによって委員となった者の任期は、その在職期間とする。
- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって 定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の多数決で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、真庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年真庭市条例第47号)に基づき支給する。ただし、真庭市職員についてはこの限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員 長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この告示は、平成23年6月17日から施行する。
 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

真庭市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

任期: 委嘱の日 R5.5.1 から R8.3.31 まで

2 保健医療関係者 向陽台病院 ケースワーカー 矢木 公久 3 真庭市愛育委員会 会長 杉本 喜美恵 4 真庭市手をつなぐ親の会 会長 瀬島 完司 5 障害者団体関係者 真庭聴覚障害者コミュニケーションの会やまなみ 副会長 井田 睦子	副委員長
2 保健医療関係者 向陽台病院 ケースワーカー 矢木 公久 3 真庭市愛育委員会 会長 杉本 喜美恵 4 真庭市手をつなぐ親の会 会長 瀬島 完司 5 障害者団体関係者 真庭聴覚障害者コミュニケーションの会やまなみ 副会長 井田 睦子	副委員長
3 真庭市愛育委員会 会長 杉本 喜美恵 4 真庭市手をつなぐ親の会 会長 瀬島 完司 5 真庭聴覚障害者コミュニケーションの会やまなみ 副会長 井田 睦子	
4 真庭市手をつなぐ親の会 会長 瀬島 完司 5 真庭聴覚障害者コミュニケーションの会やまなみ 副会長 井田 睦子	
障害者団体関係者 真庭聴覚障害者コミュニ 副会長 井田 睦子 ケーションの会やまなみ	
5 クーションの会やまなみ 副会長 井田 睦子	
6 真庭市自立支援協議会 副会長 長綱 祐輔	
7 真庭市社会福祉協議会 事務局長 國米 みどり	
8 真庭市老人福祉施設 特別養護老人ホーム 藤井 美知子	
9 福祉関係者 真庭市老人クラブ連合会 会長 綱島 正志	
NPO 法人子育で支援 代表 庄司 憲子	
11 真庭市シルバー人材センター 事務局長 稲田 隆司	
12 真庭市民生委員児童 安員協議会 会長 長田 正之	
13 新見公立大学 教授 山本 浩史	委員長
14 市長が必要と 真庭商工会 女性部員 秋田 智恵子	
15 認める者 真庭市消防団 副団長 矢萩 政明	
16 オブザーバー 美作大学・美作大学	
17 行政関係者 真庭市健康福祉部 部長 樋口 竜悟	
課長 杉山 修一	
課長補佐 美甘 幸臣	
事務局 健康福祉部 福祉課 課長補佐 赤松 ひとみ	
上級主事 上級主事 下野 知恵	
主事 新家 柾也	

用語解説

$A \sim Z$

■ D V ドメスティックバイオレンス (Domestic Violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力を指す。身体的、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

■ DX ディー・エックス (Digital Transformation)

「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。

- I C T アイ・シー・ティー (Information and Communication Technology) 情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利なコミュニケーションの技術を示した言葉。
- N P O エヌ・ピー・オー (Non Profit Organization)

NPO法(特定非営利活動促進法)に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体。 特定非営利活動法人のことであり、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・ 民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

■ SDG s エス・ディー・ジー・ズ (Sustainable Development Goals)

「持続可能な開発目標」を意味する。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲット。

■SNS エス・エヌ・エス (Social Networking Service)

個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築する、インターネットを 利用したサービスのこと。

■8050 問題

ひきこもりの長期高齢化により、「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えなければならないという問題。

ア行

■愛育委員

乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住み良い地域にするため、行政 と協力しながら活動している健康づくりボランティア。

■インターネットサービス

インターネット上で情報を公開する仕組み。

力行

■核家族

一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族構成のこと。

■関係人□

「地域に関わってくれる人口」のことを指し、市外に在住していても、一定の周期で地域に通ってくれたり、何らかの形でその地域を応援してくれる人たち。

■虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為を指す。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

■キャラバンメイト

キャラバンメイト研修を受講・登録した、認知症サポーター養成講座の講師役となる人。

■協働

複数の主体が、対等な立場で何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

■告知放送

行政情報などを、行政情報告知端末を通じて「音声」で発信するサービス。

■子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する拠点。

■こども家庭センター

妊産婦、こどもや保護者の意見、希望を確認または汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う拠点。

■コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができる。

サ行

■災害ボランティアセンター

災害発生時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れの調整やマッチング活動を行う拠点。

■社会を明るくする運動

犯罪のない明るい社会をみんなで目指す運動であり、過去に犯罪を犯し、立ち直ろうとする人を受け入れ、見守る地域をつくるための取組。

■住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する 者。

■ 住宅セーフティネット制度

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方に対して、民間の空き家、 空き室を活用して住まいを提供する制度。

■手話奉仕員

手話奉仕員養成講座を修了した人。自分の話す簡単な会話を手話で表すことができる人。 (「手話通訳者」は、聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人のコミュニケーションを、手話を用いて通訳を行う人。一定の技術が必要であり、手話通訳全国統一試験等を合格した人。)

■障害者相談員

身体障害者相談員、知的障害者相談員を指し、障がいのある人の福祉の増進を図るため、 障がいのある人の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。

■シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業または その他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実と福 祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。

■食育推進ボランティア

市民一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせるよう、食生活改善活動や健康づくりのための運動普及活動を行っている地域の健康づくりボランティア。

■スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

■スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題 及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・ 技術を用いて、児童・生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行う、社会福祉士や精 神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。

■生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

■生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築の機能を担う人。

■青少年相談員

青少年の健全育成や問題行動の予防、抑止に向け、相談や補導等の活動を行う人。

■性的マイノリティ

性的少数者やセクシュアルマイノリティともいう。同性に恋愛感情を抱く人や、自分の身体の性に違和感を覚える人、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人、自分自身の性を決められない・わからない人など、性的指向や性自認が少数派の人々の総称。

■成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が、 財産管理や身上監護で不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てを行い代理権や同意権・ 取消権の付与を受けて、その人を援助してくれる人(成年後見人等)を付けてもらう仕組み。

■成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な人に対して、成年後見制度の利用にかかった費用(後見開始等の申立てに係る費用の助成及び成年後見人等報酬の助成)の全部または一部を支給する事業。

タ行

■たすけあい号

社会福祉協議会が社会福祉団体、ボランティア団体及び社会福祉施設等が行う福祉向上のために各種研修会、スポーツ、レクリエーション等の活動に対して貸出する車両を指す。

■ダブルケア

家庭内で、子育てと介護など支援を必要とする人のケアが同時に複数発生する状態。

■地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域全体で子どもの学びや成長を支える体制のこと。「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働し、子どもたちが地域に出かけて行う郷土学習など様々な活動を行う。

■地域ケア会議

地域住民、民生委員・児童委員、愛育委員、福祉委員、保健・医療・福祉の専門家等がニーズを抱える方の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議。

■地域づくり委員会

地域づくりを実践する市民の組織で、市内の各地域で活動している。それぞれの特徴を最大限に活用しながら継続して活力ある地域づくりを進め、市と市民の協働のもと地域づくり に取り組む団体。

■地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域で包括的な支援・サービスが提供できる体制のこと。高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て分野への仕組みの拡大が求められている。

■地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」

高齢者、子ども及び障がいのある人の異変を早期に発見し、または行方不明などの緊急時に適切な支援を行うための、市と協力事業者及び協力者の相互に連携と地域での見守り体制による安全・安心の支援体制。

■地方創生

市民が安心して働き、希望どおり結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくるという考え。

■チョイソコまにわ

「チョイソコ」とは、「チョイとソコまでご一緒に」を意味しており、AI デマンド配車システムを利用した新しい乗り合い交通。

■中核機関

「成年後見制度利用促進計画」に位置づけられている、成年後見制度を必要とする人が円滑に制度利用できるよう、権利擁護支援や地域の権利擁護関係機関のコーディネートを行う中核的な機関。

ナ行

■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該 疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものを指す。

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が 地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行って いくことを目的とする事業。

■認知症

記憶障がいから始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人が家族を温かく見守る応援者となる人。

■ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指し た理念。

ハ行

■パブリックコメント

行政が政策や計画などを立案するにあたり、計画等について公表し市民の意見等の提出を 求めるなど、市民からの意見をくみ取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度。

■バリアフリー

「バリア (障壁)」を「フリー (除く)」であり、障壁となるもの取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いだけでなく、人々の理解や配慮 (心のバリアフリー) などの広い意味で用いられている。

■ぴったりサービス

行政の制度検索や手続きを、オンライン上で行うことができるサービス。

■プッシュ型

不特定多数に情報を公開し、必要とする人が自ら動いて情報を集める「プル型」に対して、 ターゲットを絞り、確実に届くよう直接的にアプローチをする情報発信の手法。

■避難行動要支援者

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へと避難するなどの適切な行動をとることが困難な人(寝たきりの高齢者や障がいのある人、妊婦、乳幼児など)を指す。

■福祉委員

地区社協、自治会、民生委員・児童委員、地域ボランティアとともに、住みやすい福祉のまちづくりを進めるため、身近な地域の見守りや声かけ、支え合い、助け合いの活動を行う人。

■福祉移送サービス

日常の外出において他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、 単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、外出を支援する サービス。

■福祉避難所

災害発生後、高齢者や障がいのある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対し、ケアが行われるほか多目的トイレや手すり、スロープなどの特別な支援や配慮が図られている避難所のこと。真庭市では市内の老人福祉施設や障害者支援施設と福祉避難所の協定を結んでいる。

■ふるさと納税

ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられ、返礼品として自治体ごとの名産品等がもらえる仕組み。

■ふれあい・いきいきサロン

いきいきとした暮らしに必要な、地域の「ふれあいの場づくり」「仲間づくり」「出会いの場づくり」を推進することにより、一人暮らし高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者(児)及び子育て中の親・子ども等地域住民の孤立感や不安を解消し、豊かに暮らせる福祉コミュニティの創造を目的として、市と社会福祉協議会が協働で行う事業。

■保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

■ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

マ行

■マイナポータル

行政手続のオンライン窓口であり、オンライン申請のほか、行政機関等が保有する自身の 情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供する。

■まにわ権利擁護ステーション

成年後見制度の利用促進を行う地域の拠点として、支援が必要な方を適切な制度や機関に つなぐ役割を担う機関。

■真庭市手話言語条例

ろう者や手話言語に対する理解をさらに広げ、手話言語を使用できる環境を整え、市、市 民、ろう者、事業者が一体となって、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し た条例で、令和3年(2021年)に成立した。

■真庭市はぐくみセンター(こども家庭センター)

妊娠や出産、子育ての様々な相談に応じ、必要なサービスを紹介するなど、安心して妊娠、 出産、子育てができるよう、真庭での育児を応援する子育て世代包括支援センター。

■民生委員・児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う人。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う 人。民生委員がこれを兼ねる。

ヤ行

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。負担が重いことにより、学業や友人関係に影響が出る場合もある。

■ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル(普遍的、全体)」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを指す。

■ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)

ゆとりのある車内空間や車いす乗降及びスロープの整備など、高齢者・障がいのある人の ほか、妊産婦や子ども連れの人等、様々な人が利用しやすいよう配慮がされたタクシー車両。

■要約筆記者

難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行う人。一定の技術が必要であり、全国統一要約筆記試験に合格した人。

ワ行

■私の避難プラン(個別避難計画)

要支援者一人ひとりについて、避難支援者の住所、氏名、連絡先や、個別訪問等で知り得た避難支援に必要な情報(具体的な身体状況、近隣の知り合いや親戚、避難に必要な用具、持病に必要な薬品等)、本人も知っておくべきこと(避難場所の位置や連絡先等)等を事前にまとめた個票。平常時、災害発生時のそれぞれの場面において、要支援者と地域支援者が、安全確保のために具体的な支援対策を講じ、適切な行動をとるためのもの。

■ワンストップ

複数のことを一か所で処理できること。相談業務においては、相談内容によってたらい回 しにするのではなく、関係課の連携によって支援につなぐこと。

第3次真庭市地域福祉計画

発行年月: 令和6年(2024) 3月

発行・編集:真庭市福祉課

〒719-3292

真庭市久世 2927-2

TEL: 0867-42-1581

FAX: 0867-42-1369